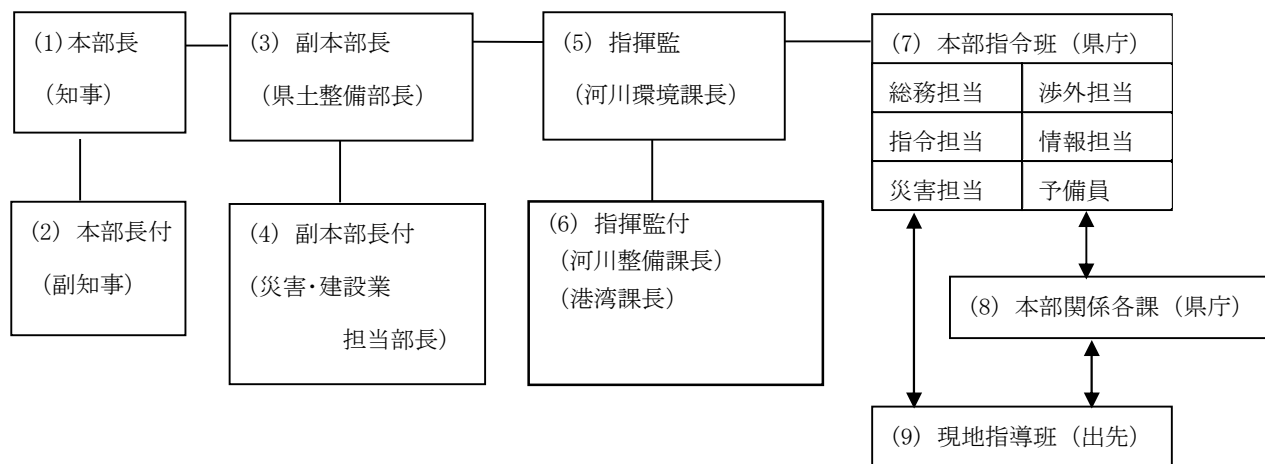


第2章 水 防 組 織

第1節 水防本部の組織の構成

1 組織系統

水防本部は次の機構により事務を処理する。



2 水防本部事務分掌

水防本部構成員の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 本 部 長（知 事） 水防本部の事務を総括する。
 - (2) 本部長付（副 知 事） 本部長に事故ある時は本部長の職務を代行する。
 - (3) 副本部長（県土整備部長） 本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。
- なお、本部長、本部長付に事故ある時はその職務を代行する。
- (4) 副本部長付（災害・建設業担当部長） 副本部長に事故ある時は副本部長の職務を代行する。
 - (5) 指 揮 監（河川環境課長） 水防本部長および副本部長を補佐し、その命をうけて分掌事務を掌理し、水防本部員を指揮監督する。

なお、本部長、本部長付に事故ある時はその職務を代行する。

なお、副本部長、副本部長付に事故ある時はその職務を代行する。

- (6) 指揮監付（河川整備課長） 本部長、副本部長および指揮監を補佐する。
（港湾課長） また、指揮監に事故ある時はその職務を記述の順に代行する。

(7) 本部指令班（県庁河川環境課）

本部指令班は、総務担当、渉外担当、指令担当、情報担当、災害担当、予備員から構成され、迅速かつ的確な水防活動が図られるよう水防体制への移行に向けた気象情報、水位情報等を整理し、指揮監へ報告し、その指示を仰ぐものとする。

なお、本部指令班には、本部指令班長を置き、各担当を総括するとともに、現地指導班と連携して水防業務にあたるものとする。

1) 総務担当

- ア 水防本部要員の決定招集に関すること。
- イ 水防事務の諸経理に関すること。
- ウ 緊急自動車の確保、配車に関すること。
- エ 水防本部員の給食、寝具の確保に関すること。
- オ 水防資器材の確保斡旋に関すること。
- カ 他班の所掌に属さない事務に関すること。

2) 渉外担当

- ア 自衛隊の出動要請及び公用負担の指導に関すること。
- イ 警察、各関係機関、報道機関との連絡及び広報に関すること。
- ウ 国への報告及び連絡に関すること。
- エ 他部局への応援要請に関すること。

3) 指令担当

- ア 状況の把握及び判定並びに水防指令の立案に関すること。
- イ 気象情報、洪水予報、水防警報、水防配備指令等の受信、記録及び伝達に関すること。
- ウ ダムの洪水調節に関すること。
- エ 災害対策本部との連絡に関すること。
- オ 各班の連絡調整に関すること。

4) 情報担当

- ア 雨量、水位、流量、潮位、ダム放流等水文資料の収集、整理解析に関すること。
- イ テレビ、ラジオ、その他諸情報の収集整理に関すること。
- ウ 防災行政無線、水防テレメーターシステム等の整備・点検に関すること。

5) 災害担当

- ア 水防工法の指導に関すること。
- イ 水門、排水ポンプ場等の操作の指導に関すること。
- ウ 水害、土砂災害等の被害状況の収集、整理に関すること。
- エ 災害状況、水防活動状況記録の整理・保存・指導に関すること。

6) 予備員

水防本部予備員として待機し、必要に応じて各担当を応援する。

(8) 本部関係各課（河川整備課、港湾課）

関係機関の情報収集を行うとともに、現地指導班を通じて行われる指令先・報告元となる関係機関の水防活動を支援する。

なお、河川整備課職員は本部指令班として、河川環境課に詰めるものとする。

(9) 現地指導班（土木事務所、港湾事務所）

ア 現地指導班の組織

水防管理団体への情報連絡及び現地指導等水防事務の円滑な実施を図るため、各土木事務所、各港湾事務所に現地指導班を設置する。

各現地指導班長には所長の職にある者もしくは所長が指名した者をあてるものとする。

イ 現地指導班の水防事務

各現地指導班は水防本部の構成組織であり、特に水防活動の最前線で情報収集、現地指導を行うことから、県庁内部に組織される本部指令班と同様、事務分掌及び班員の招集方法を定めておかなければならない。

また、下記事項に関して、管内各機関との連絡方法を定めておかなければならない。

- i 気象情報伝達系統
- ii 水防配備指令伝達系統
- iii 利根川洪水予報伝達系統
- iv 利根川水防警報伝達系統
- v 水防警報（知事指定河川）伝達系統
- vi 連絡者一覧表（平日昼間及び休日夜間）

1 水防配備

水防本部の水防配備指令により、配備体制をとるととする。（自動配備を除く）

この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

(2) 水防警報発表による配備

この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

千葉県 〇〇土木事務所 発表

〇〇海岸 水防警報

種類	待機・準備・出動・警戒・解除	第____号
基準水位観測所		

発表日時	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ()	時 ____ 分 ____
------	-----------------------------	---------------

番号	発表内容
1	台風____号の、 ①接近により、 ②通過により、 ③影響は無くなりましたので、
2	____は、 ④水防用待機水位 (通報水位) ⑤氾濫注意水位 (警戒水位) ⑥を上回る恐れがあります。 ⑦程度です。 ⑧を下回る見込みです。
3	水防機関は、 ⑨待機 ⑩準備 ⑪出動 ⑫警戒 してください。
4	水防警報を解除します。

↑

○印を付ける

伝達先機関 (発信確認チェック)

機関名	〇〇市	△△町	〇〇村	〇〇土木事務所	泉港海課	泉河川環境課
発信確認						

機関名	〇〇警察	△△地域振興事務所				
発信確認						

(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報による自動配備
法第13条第2項に基づき千葉県知事が水位情報の通知及び周知を行う指定河川（P. 86参照）において、水防本部指令班（河川環境課）から、氾濫危険情報の通知を受けた際には、水防本部指令班及び該当する現地指導班、水防管理者は确实迅速に水防警戒体制による自動配備を行うものとする。この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

(4) ダム洪水警戒体制発令による配備
ダム管理事務所は洪水警戒体制を執る場合において、指揮監及びその管内の現地指導班長に連絡する。当該現地指導班及び水防本部指令班は配備体制をとることとする。
この場合、現地指導班長は速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

(5) 港湾施設に係わる水防配備

以下 1) と 2) の状況において水防本部指令班（河川環境課）と港湾課は、事前に水防指令の発令について協議を行い、必要に応じて水防本部を設置し、配備体制を執ることとする。

また、3) の状況においては自動的に水防本部が設置される。

1) 通常時

台風等低気圧により高潮の発生が見込まれ、予測潮位（潮位予測システム）が各港湾事務所で定めている基準潮位を上回るおそれが生じた場合。（第 3 節 1. 図-1）

2) 異常時

港湾事務所が潮位予測に基づき水門等の管理施設を操作する際に機器故障など異常が生じた時、当該港湾事務所は港湾課へ報告し、港湾課が当該異常により背後地が水防上危険な状態になると判断した場合。（第 3 節 3. 図-23）

また上記により水防体制を執った場合、関係土木事務所は港湾対応の伝達系統図（第 3 節 3. 図-24～27）により対応する。

3) 水防警報発表時

港湾事務所が、その管内において台風等低気圧により高潮が発生し、内水被害が予測され、潮位予測システムを活用し水防警報を発表した場合。

なお、水防警報発表の目安は、潮位予測システムにて潮位のピークが氾濫注意水位を超える予想の場合に水防警報を発表する。

〇〇川レベル4 氾濫危険情報

【警戒レベル4相当情報[洪水]】

下記の水位観測所において、氾濫危険水位に到達しました。（水防法 13 条で規定される特別警戒水位）

市町村長が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の状況確認や避難準備をお願いします。

通知時刻 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分
河川名 〇〇川
観測所名 〇〇〇〇（〇〇市△△）
到達時刻 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分
観測水位 〇. 〇〇m

参考

通知基準水位

水防団待機水位（通報水位） 〇. 〇〇m
氾濫注意水位（警戒水位） 〇. 〇〇m
氾濫危険水位（特別警戒水位） 〇. 〇〇m

発信者 : 千葉県水防本部

問合せ先 : 千葉県県土整備部河川環境課 TEL043-223-3156

通知先機関（着信確認チェック）

機関名	〇〇土木事務所	〇〇市（△△課）	千葉県災害対策本部（防災対策課）	千葉県警備本部（警備課）	陸上自衛隊第1空挺団（第3科）	親子地方気象台
着信確認						

2 水防配備体制

常時勤務から水防体制への切替えを確実に迅速に行うとともに勤務員として適当に交代休養させ長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部長は次の5つの配備体制により配備を行う。

	人員(人)									
	水防本部指令班	現地指導班								
		千葉土木事務所	葛南土木事務所	東葛飾土木事務所	柏土木事務所	印旛土木事務所	成田土木事務所	香取土木事務所	銚子土木事務所	海匠土木事務所
水防準備体制	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
水防注意体制	5	4	4	5	4	5	3	3	3	3
水防警戒体制	13	6	6	6	5	8	4	5	4	5
水防非常 第一・第二体制	16	6	6	6	5	8	4	5	4	5

	人員(人)									
	現地指導班									備考
	山武土木事務所	長生土木事務所	夷隅土木事務所	安房土木事務所	君津土木事務所	市原土木事務所	千葉港湾事務所	葛南港湾事務所	木更津港湾事務所	
水防準備体制	3	3	2	3	3	2	2	2	2	昼間・夜間 共通
水防注意体制	5	5	3	3	4	4	2	2	2	昼間・夜間 共通
水防警戒体制	6	7	4	4	5	5	2	2	2	昼間・夜間 共通
水防非常 第一・第二体制	6	7	4	4	5	5	2	2	2	昼間・夜間 共通

- 注) ① 水防本部員は常に気象状況の変化に注意し、水防配備指令の発令が予測されるときは情報収集を行い出動準備を心がけるものとする。
- ② 水防配備指令発令後は出来る限り不急の外出はさけ待機しなければならない。
- ③ 非常勤務者は交代者と引継ぎを完了するまではその勤務場所を離れてはいけない。
- ④ その他交代者は予め自己の勤務すべき時期を確認しておき水防事務に支障を来たさないようにしなければならない。
- ⑤ 水防配備指令発令後においては、水防業務を一般業務に優先して行なわなければならない。
- ⑥ 上記体制人員は目安であり、各水防段階における水防事務を勘案し、事前に必要人員を定め、水防連絡会までに定めておくこととする。

水防配備体制	編 成	配備基準
水防準備体制	本計画書 15 ページの 表による	① 県下にレベル2 注意報（氾濫、大雨、土砂災害、高潮）が発表 ^{※1} され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ② 津波注意報が発表 ^{※2} され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ③ ダム洪水警戒体制が発令されたとき
水防注意体制	本計画書 15 ページの 表による	① 県下にレベル3 警報（氾濫、大雨、土砂災害、高潮）が発表 ^{※1} されたとき。（自動配備） ② 深夜から明け方にレベル3 警報（氾濫、大雨、土砂災害、高潮）の発表 ^{※1} が予想され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ③ 津波注意報が発表 ^{※2} され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。
水防警戒体制	本計画書 15 ページの 表による	① 県下にレベル4 危険警報（氾濫、大雨、土砂災害、高潮）が発表 ^{※1} されたとき。（自動配備） ② 県下にレベル3 警報（氾濫、大雨、土砂災害、高潮）が発表 ^{※1} され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ③ 津波警報が発表 ^{※2} され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ④ 水位周知河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき。（自動配備）
水防非常第1体制	本計画書 15 ページの 表による	① 県内でレベル5 特別警報（氾濫、大雨、土砂災害、高潮）が発表 ^{※1} されたとき。（自動配備） ② 水位周知河川において、レベル5 氾濫発生情報を発表するとき。（自動配備） ③ 台風等により県下広範囲にわたり相当な被害が発生する恐れがあり、また、一部に相当な被害が発生した場合で本部長（知事）が指示したとき。 ④ 水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、災害対策本部第1 配備体制にあるとき。
水防非常第2体制	本計画書 15 ページの 表による	① 台風等により県下全域にわたり甚大な被害が発生する恐れがあり、また一部に甚大な被害が発生した場合で本部長（知事）が指示したとき。 ② 水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、災害対策本部第2 配備体制以上にあるとき。

※1 現地指導班においては管内の予報区で発表されたとき。なお、氾濫は県管理河川では対象外（洪水予報河川の指定がないため）

※2 県土整備部災害対策本部の体制で自動配備となっていることから、水防本部についても実態としては同様の体制となっている。

水防警報河川・洪水予報河川の配備体制について

利根川、江戸川、霞ヶ浦・北浦洪水予報・水防警報等が発表された、もしくは見込まれる場合には、副本部長（県土整備部長）が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。
県が指定する水防警報河川において、現地指導班長が水防警報を発表した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとる。（自動配備）ただし、潮の影響、水位計の故障等による異常水位の場合は、水防配備体制をとらない。
県が指定する水防警報河川以外の河川において、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な水防配備体制をとるとともに、水防本部指令班においても必要な水防配備体制をとる。（自動配備）ただし、潮の影響、水位計の故障等による異常水位の場合は、水防配備体制をとらない。

※主な水防事務及び水防活動
① 水防に関する情報連絡に必要な体制を確保する。 ② 雨量、水位（潮位）観測施設等を活用し雨量水位情報を把握する。 ③ テレビ、インターネット、FAX等を活用し気象情報を把握する。 ④ 水防体制に必要な指令や情報を水防管理団体（市町村等）へ伝達する。 ⑤ 水防記録（水防顛末報告）をとりまとめる。
① 「水防準備体制」による水防事務及び水防活動を続行する。 ② 水防資器材を準備する。 ③ 水門、閘門、排水ポンプ場等の操作・運転状況を確認する。 ④ 水防活動時の協力体制にある機関との連絡先を再確認する。 ⑤ 必要に応じ巡視を行い、異常又は越水等の被害を覚知した際は被害を水防本部に報告する。 この場合、水防本部は速やかに関係機関に報告する。
① 「水防注意体制」による水防事務及び水防活動を続行する。 ② 現地指導班は水防管理団体や協力体制にある機関と連携して、越水等の被害のおそれや漏水等の異常が認められた箇所の水防作業を実施する。
① 「水防警戒体制」による水防事務及び水防活動を続行する。 ② 災害対策本部設置された時は、自動的に当該本部に移行する。 ③ 住民避難措置に対する市町村への助言を行う。

※津波に関する水防警報の種類と活動内容については P. 90 を参照。

第3節 水防本部の連絡系統

1 水防本部指令情報伝達系統

水防本部指令情報の連絡系統は、図－1 から図－19 のとおりである。

なお、伝達系統図で示す指令、報告、通知及び情報提供の示す内容は、以下のとおりである。

(1) 指令・報告

水防本部（本部指令班）又は現地指導班から伝達される水防配備指令及び水防警報発表による配備を指令といい、指令に基づく水防活動人員、巡視結果、被害報告及び避難指示の発令状況等の伝達を報告という。

浸水被害・避難状況等については、常に情報収集に努め、出水様式－2（P. 119, 120）により迅速に報告することとする。

(2) 通知・報告

指令に基づく配備等の情報を提供することを通知といい、通知に基づく水防活動状況等の伝達を報告という。

また、建設業協会及び電業協会については、協力要請のため必要に応じて通知を行うが、その体制については、各支部ごとに締結している業務細目協定によることとする。

(3) 情報提供

水防警報河川・海岸における、水防警報発表情報を提供することを情報提供という。

2 ダム洪水警戒体制発令情報伝達系統

ダム洪水警戒体制発令時の連絡系統について、図－20 から図－22 のとおりである。

3 港湾事務所所管の施設に異常が発生し、背後地の浸水被害が予測される場合の伝達系統

港湾事務所が潮位予測に基づき水門等の管理施設を操作する際、機器故障などの異常が生じた場合、図－23の系統図により、各港湾事務所は港湾課へ報告し、港湾課は当該異常により背後地が水防上危険な状態になると判断したときは速やかに水防本部指令班（河川環境課）へ報告し、水防指令の発令について協議するものとする。

また、上記により水防体制を執った場合、関係土木事務所は港湾対応の伝達系統図（図－24～27）により対応する。

4 水位周知河川における氾濫危険水位に到達した場合等の伝達系統

水位周知河川における水位情報の通知及び周知に係る連絡系統は、図－28 のとおりとする。

なお、氾濫危険水位を下回った場合も同様とする。

5 津波に係わる水門等を開閉操作した場合の伝達系統

津波に係わる水門等の開閉状況についての連絡系統は、図－30～41 のとおりとする。

なお、津波に係わる水門等の操作指針は、「資料編」に記載されているとおりである。

図－1 水防本部水防指令情報伝達系統

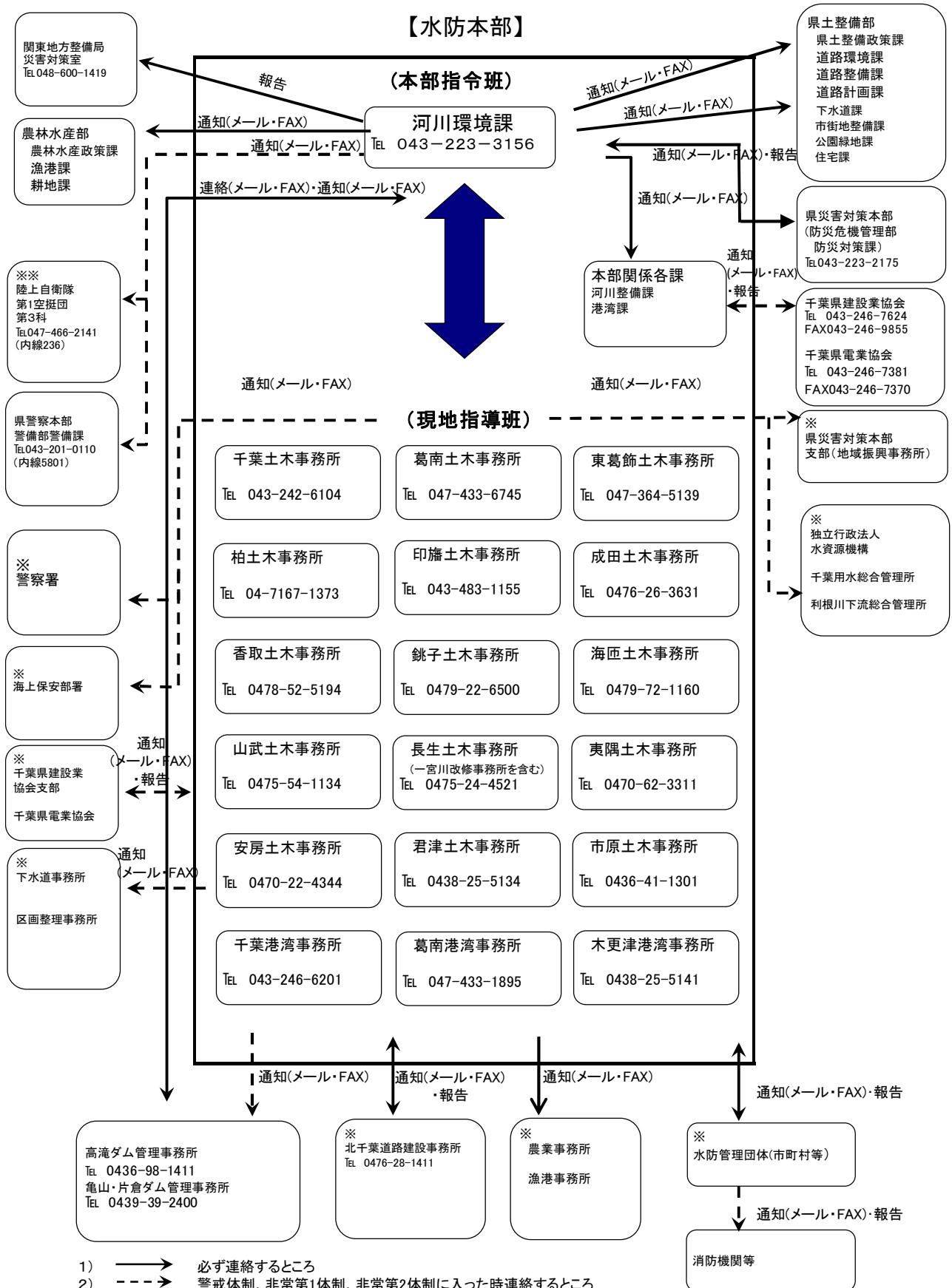
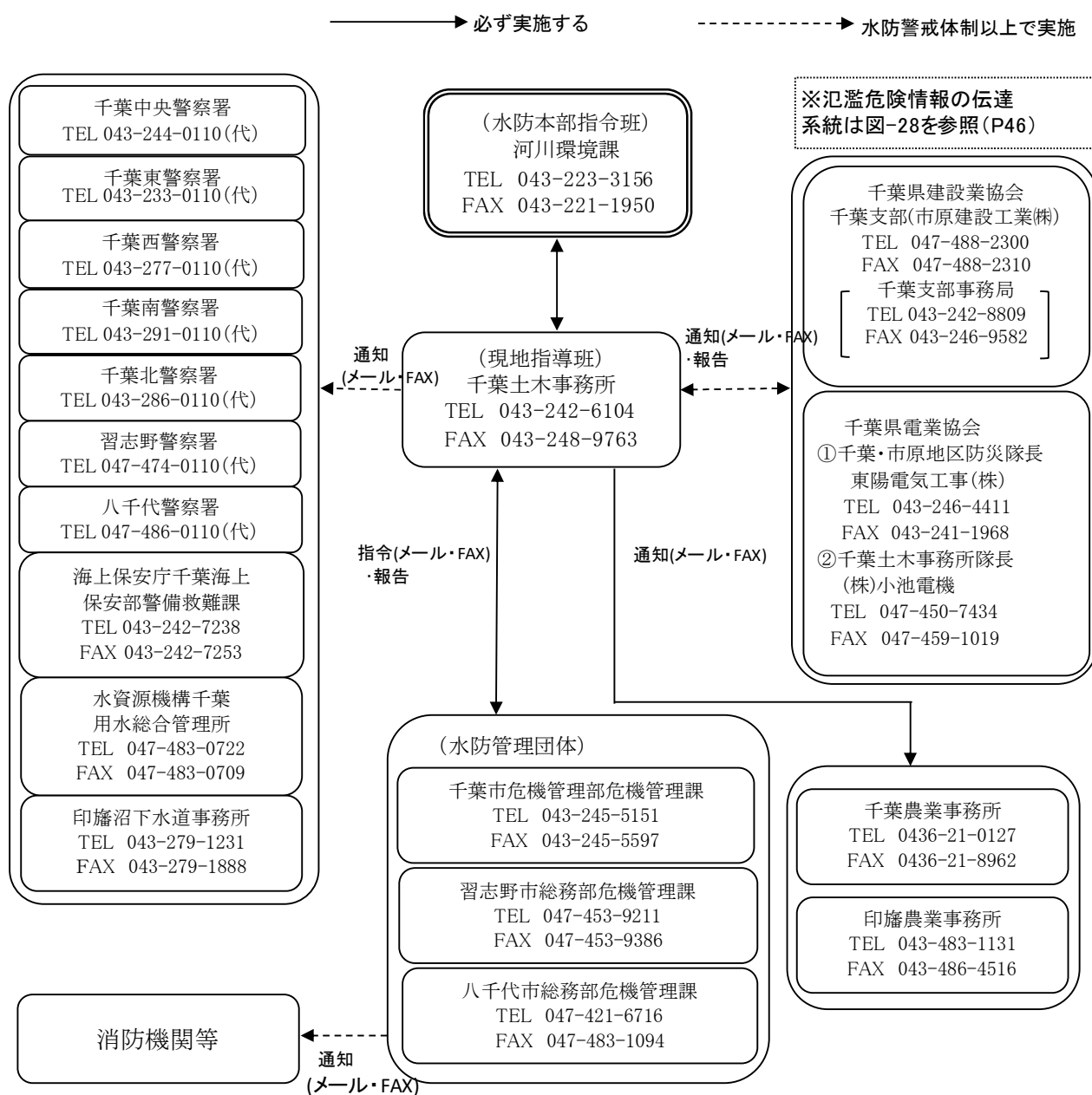


図-2 水防本部水防指令情報伝達系統 千葉土木事務所

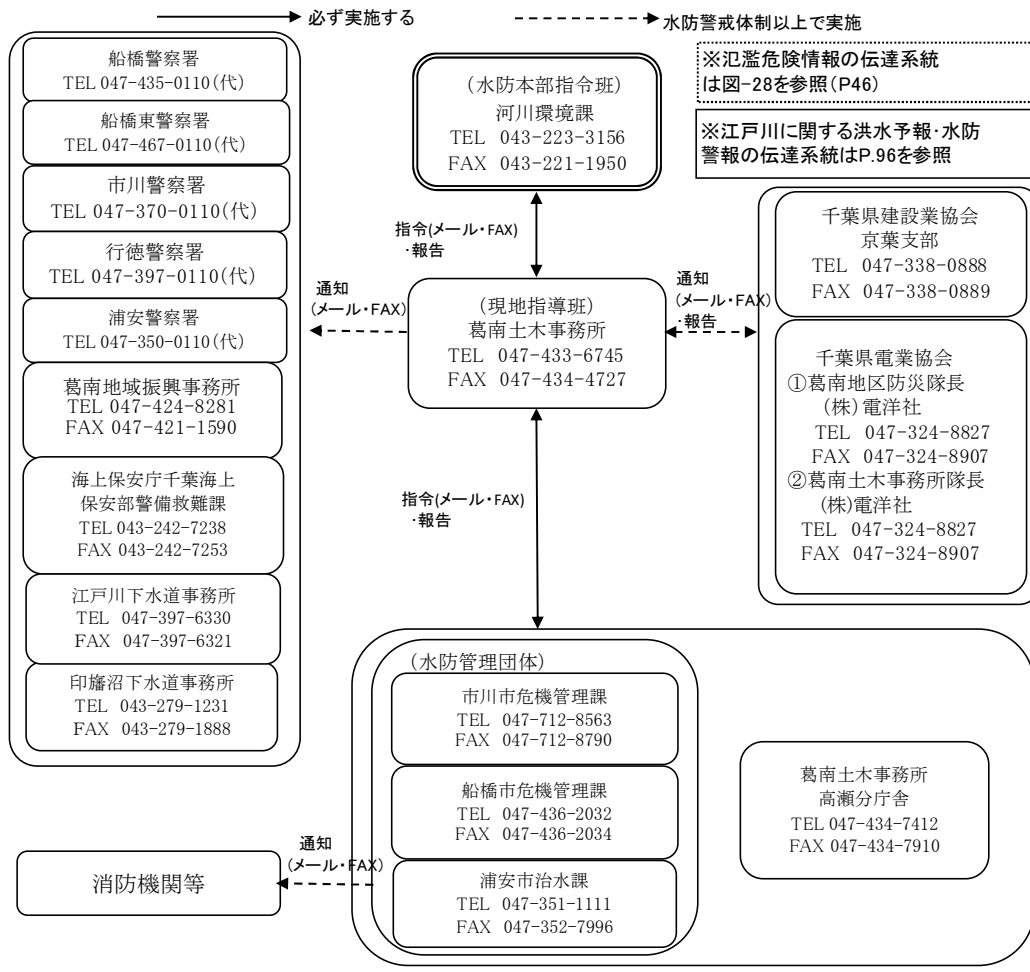


水防警報伝達系統 千葉土木事務所

 指令・報告
 情報提供

河川名	観測所	水位基準	伝達系統		
都川	やはぎ矢作	氾濫危険 5.22m 氾濫注意 4.10m 水防団待機 2.80m	千葉土木事務所 ↓ 千葉中央警察署 海上保安庁 千葉農業事務所	河川環境課 ↓ 千葉市	防災危機管理部 防災対策課 ↓ 銚子地方気象台 ↓ 気象庁本庁
千葉港 海岸 (習志野海岸)	千葉港	氾濫注意 2.80m 水防団待機 2.50m	千葉土木事務所 ↓ 習志野警察署 海上保安庁 葛南港湾事務所	河川環境課 ↓ 習志野市	防災危機管理部 防災対策課 ↓ 銚子地方気象台 ↓ 気象庁本庁

図-3 水防本部水防指令情報伝達系統 葛南土木事務所



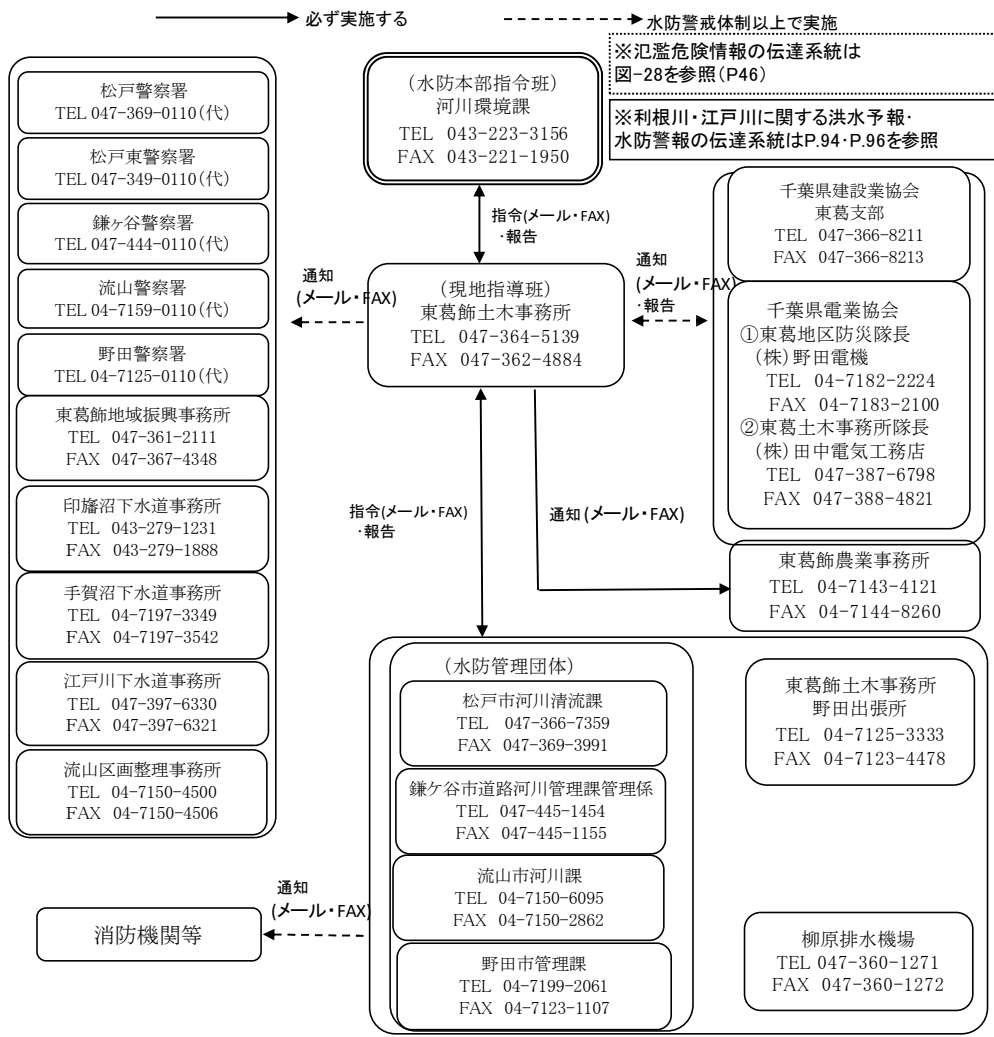
水防警報伝達系統 葛南土木事務所

指令・報告

情報提供

河川名	観測所	水位基準	伝達系統		
旧江戸川	ほりえ堀江	氾濫注意 2.90m	葛南土木事務所	河川環境課	防災危機管理部 防災対策課
		水防団待機 2.60m			
真間川	おにごえ鬼越	氾濫危険 3.23m	葛南土木事務所	河川環境課	防災危機管理部 防災対策課
		氾濫注意 2.70m			
海老川	ふなばしほんちょう	氾濫危険 2.60m	葛南土木事務所	河川環境課	防災危機管理部 防災対策課
		氾濫注意 2.20m			
浦安海岸市川海岸(江戸川より西)	みなと湊	氾濫注意 2.90m	葛南土木事務所	河川環境課	防災危機管理部 防災対策課
		水防団待機 2.60m			
市川海岸(江戸川より東)	かつなんこう葛南港	氾濫注意 2.70m	葛南土木事務所	河川環境課	防災危機管理部 防災対策課
		水防団待機 2.10m			

図-4 水防本部水防指令情報伝達系統 東葛飾土木事務所

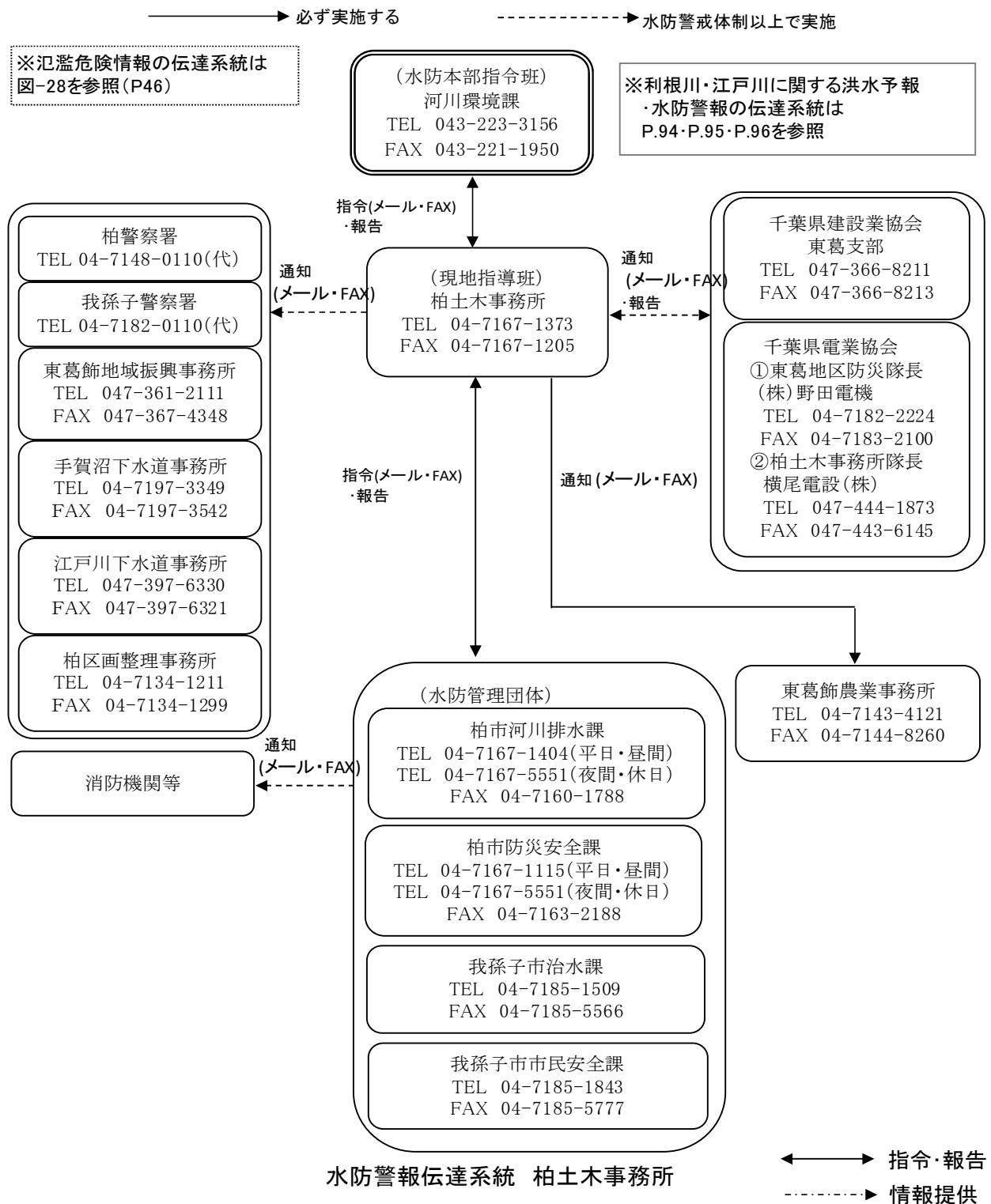


水防警戒伝達系統 東葛飾土木事務所

指令・報告
情報提供

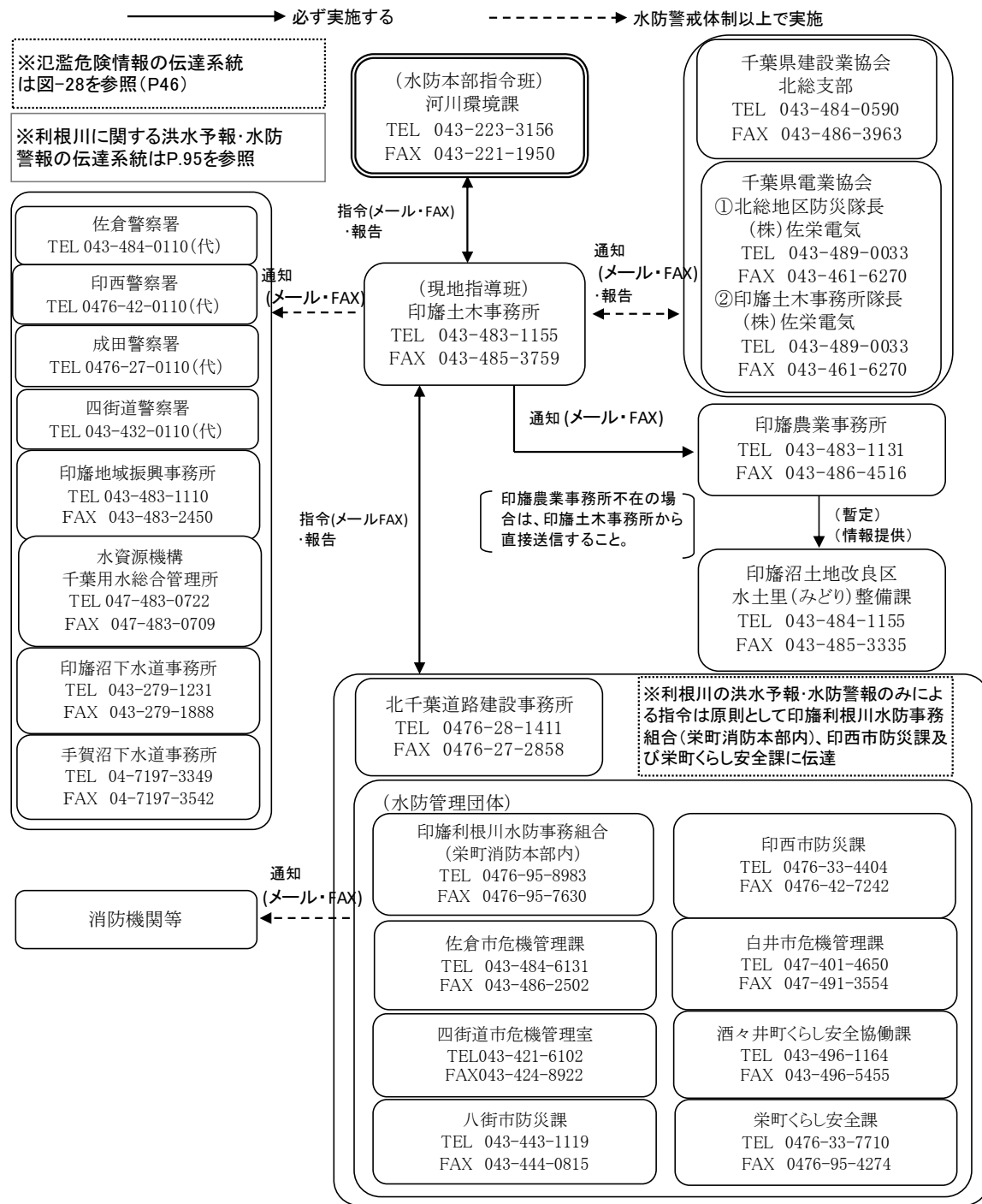
河川名	観測所	水位基準	伝達系統
坂川	こがさき 古ヶ崎	氾濫危険 3.60m	東葛飾土木事務所 河川環境課 松戸市 松戸警察署 東葛飾地域振興事務所
		氾濫注意 2.80m	
		水防団待機 2.30m	
			防災危機管理部 防災対策課 銚子地方気象台 気象庁本庁
坂川	まばし 馬橋	氾濫危険 3.45m	東葛飾土木事務所 河川環境課 松戸市 松戸警察署 東葛飾地域振興事務所
		氾濫注意 2.70m	
		水防団待機 2.60m	
			防災危機管理部 防災対策課 銚子地方気象台 気象庁本庁
新坂川	ねもと 根本	氾濫危険 3.50m	東葛飾土木事務所 河川環境課 松戸市 松戸警察署 東葛飾地域振興事務所
		氾濫注意 2.80m	
		水防団待機 2.10m	
			防災危機管理部 防災対策課 銚子地方気象台 気象庁本庁
新坂川	しんまつど 新松戸	氾濫危険 4.60m	東葛飾土木事務所 河川環境課 松戸市 松戸警察署 東葛飾地域振興事務所
		氾濫注意 3.80m	
		水防団待機 2.70m	
			防災危機管理部 防災対策課 銚子地方気象台 気象庁本庁

図-5 水防本部水防指令情報伝達系統 柏土木事務所



河川名	観測所	水位基準	伝達系統
手賀沼	てがぬま 手賀沼	氾濫危険 2.80m 氾濫注意 2.60m 水防団待機 2.40m	柏土木事務所 柏警察署、我孫子警察署 東葛飾地域振興事務所 河川環境課 柏市 我孫子市 防災危機管理部 防災対策課 銚子地方気象台 気象庁本庁

図－6 水防本部水防指令情報伝達系統 印旛土木事務所

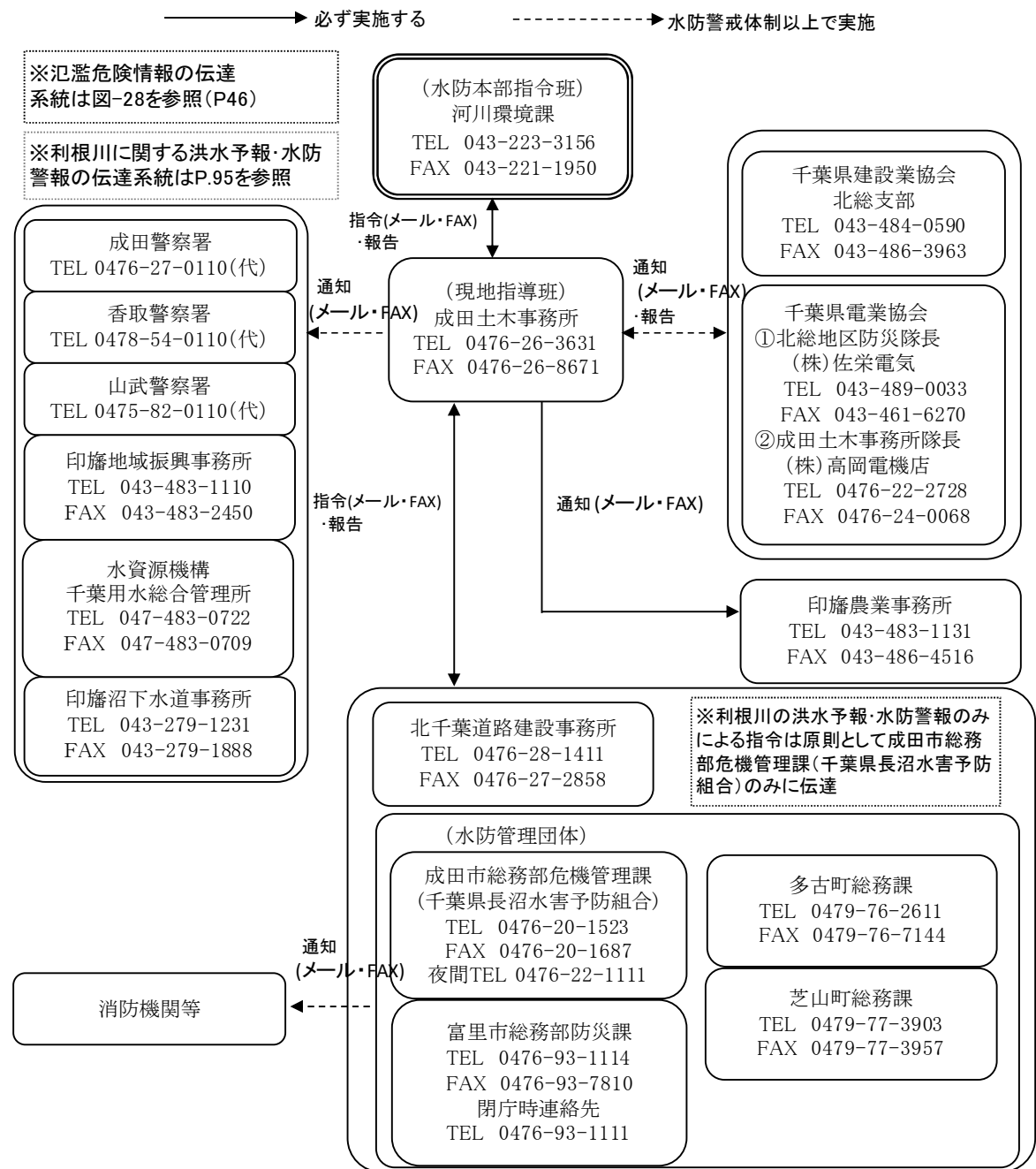


水防警報伝達系統 印旛土木事務所

←→ 指令・報告
- - - - - 情報提供

河川名	観測所	水位基準	伝達系統
高崎川	かぶらぎばし 鐺木橋	氾濫危険 4.80m	印旛土木事務所 河川環境課 佐倉市 防災危機管理部 防災対策課 銚子地方気象台 気象庁本庁
		氾濫注意 4.00m	
		水防団待機 3.50m	
			佐倉警察署、印旛地域振興事務所 印旛農業事務所 水資源機構千葉用水総合管理所

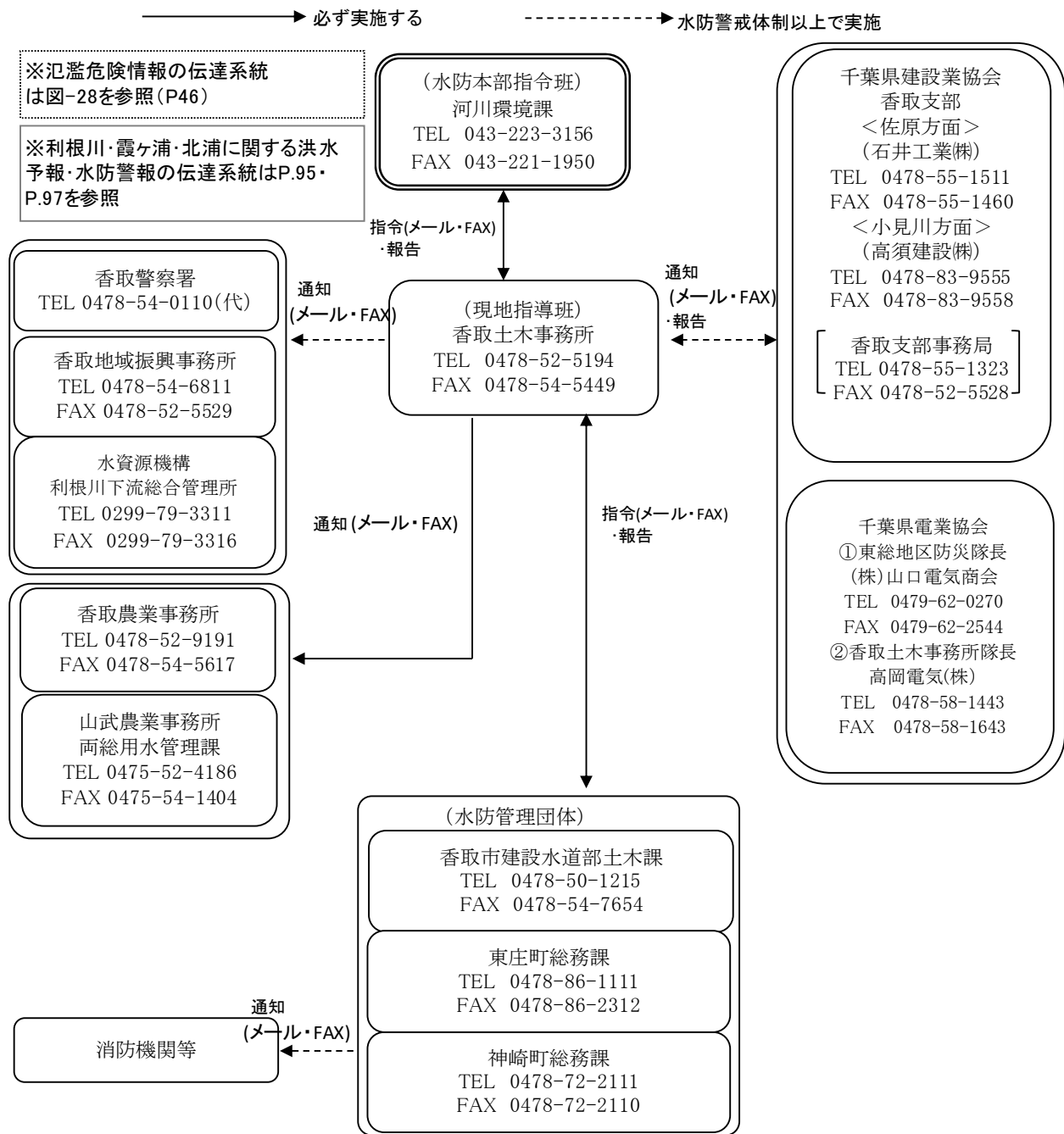
図－7 水防本部水防指令情報伝達系統 成田土木事務所



水防警報伝達系統 成田土木事務所

河川名	観測所	水位基準	伝達系統	
			必ず実施する	水防警戒体制以上で実施
根木名川	につつま新妻	氾濫危険 6.10m	成田土木事務所	河川環境課 → 防災危機管理部 防災対策課
		氾濫注意 4.00m		河川環境課 → 銚子地方気象台 → 気象庁本庁
		水防団待機 3.60m	成田警察署 印旛地域振興事務所 印旛農業事務所	成田市総務部危機管理課（千葉県長沼水害予防組合）

図-8 水防本部水防指令情報伝達系統 香取土木事務所

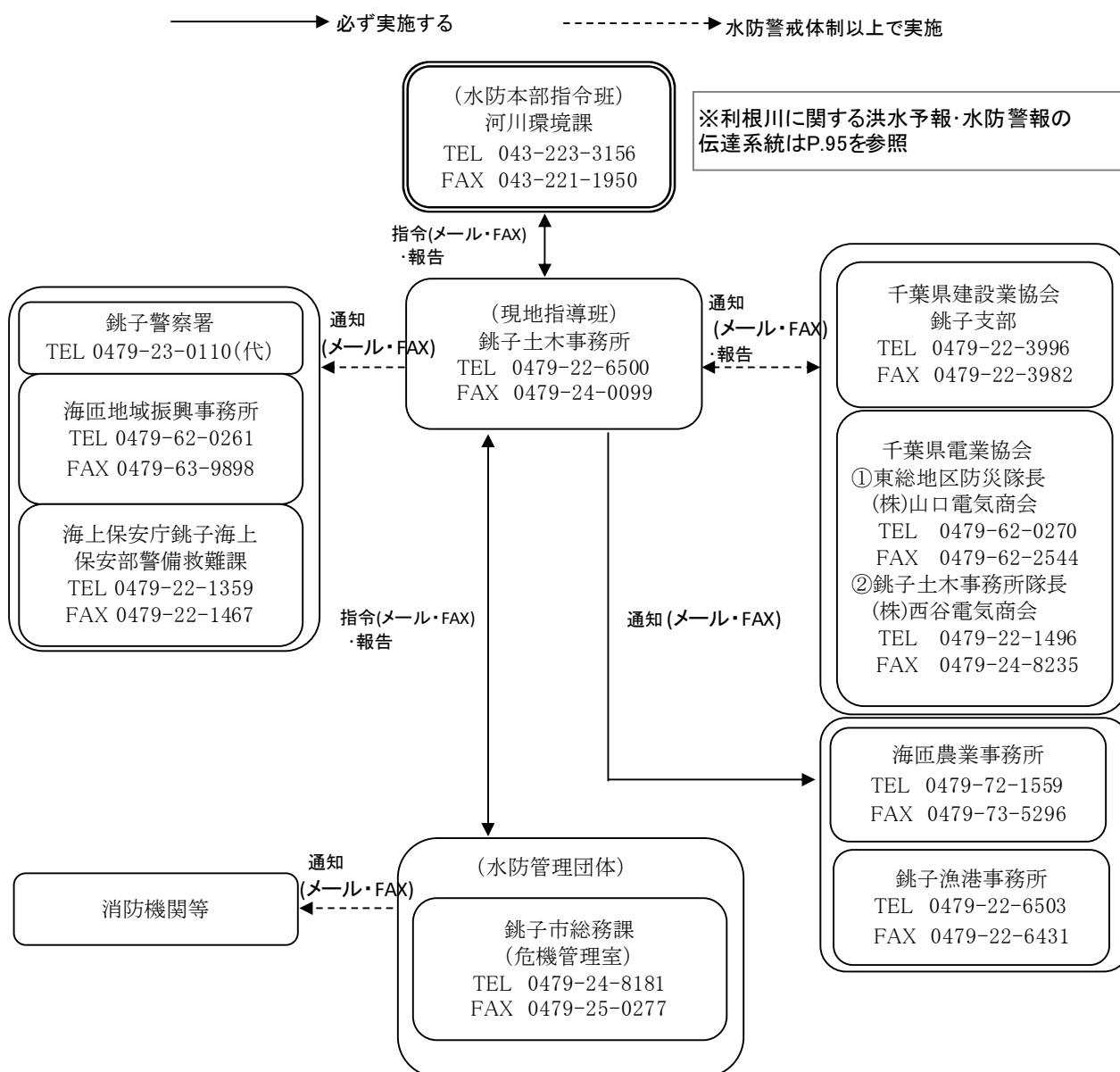


水防警報伝達系統 香取土木事務所

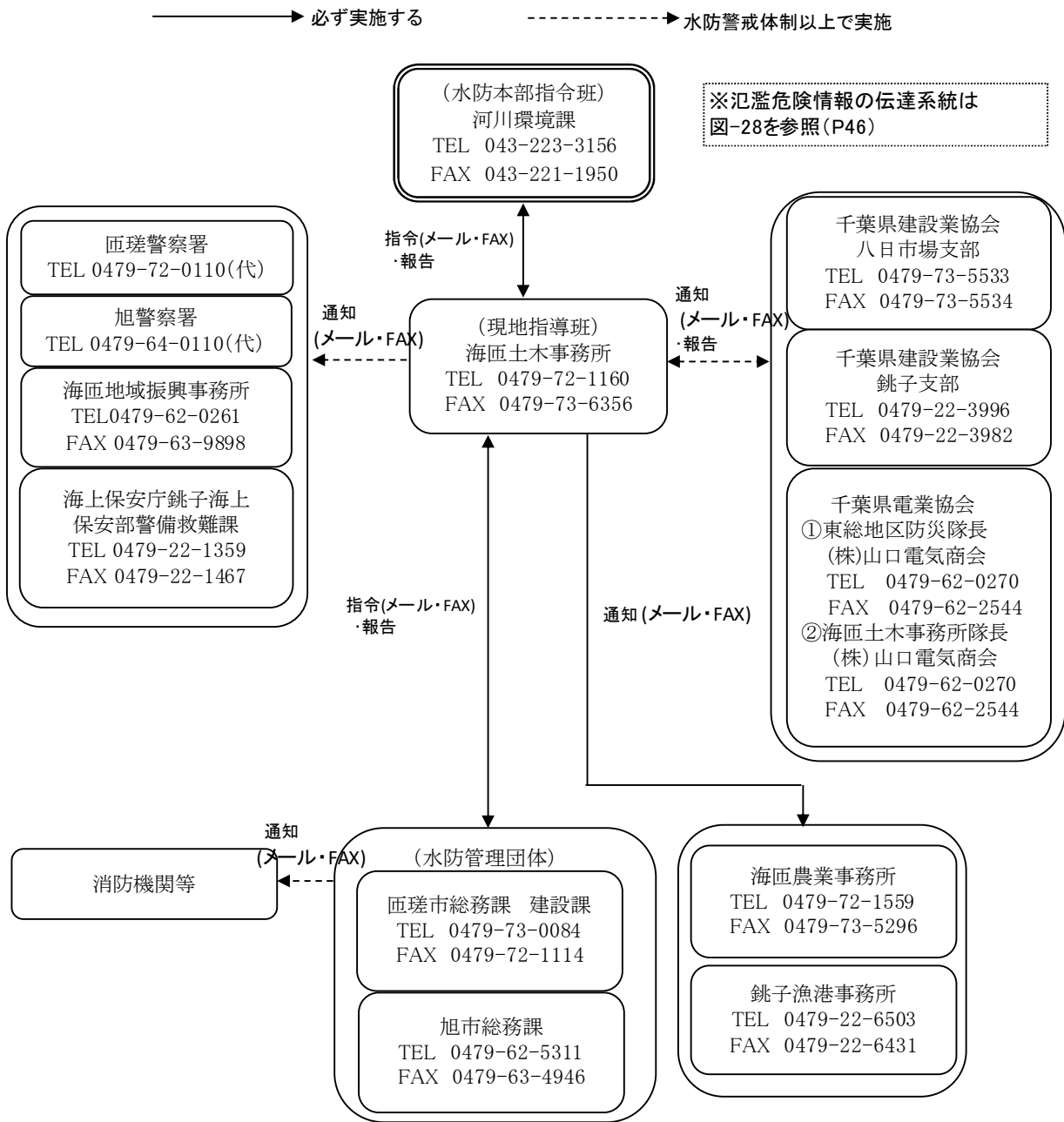
◀→ 指令・報告
- - - - - 情報提供

河川名	観測所	水位基準	伝達系統		
黒部川	しんかいばし 新開橋	氾濫危険 2.10m	香取土木事務所 ↓ 香取警察署 香取地域振興事務所 香取農業事務所	河川環境課	防災危機管理部 防災対策課
		氾濫注意 1.80m		香取市	銚子地方気象台
		水防団待機 1.50m		東庄町	気象庁本庁

図一9 水防本部水防指令情報伝達系統 銚子土木事務所



図－10 水防本部水防指令情報伝達系統 海匠土木事務所



図－11 水防本部水防指令情報伝達系統 山武土木事務所

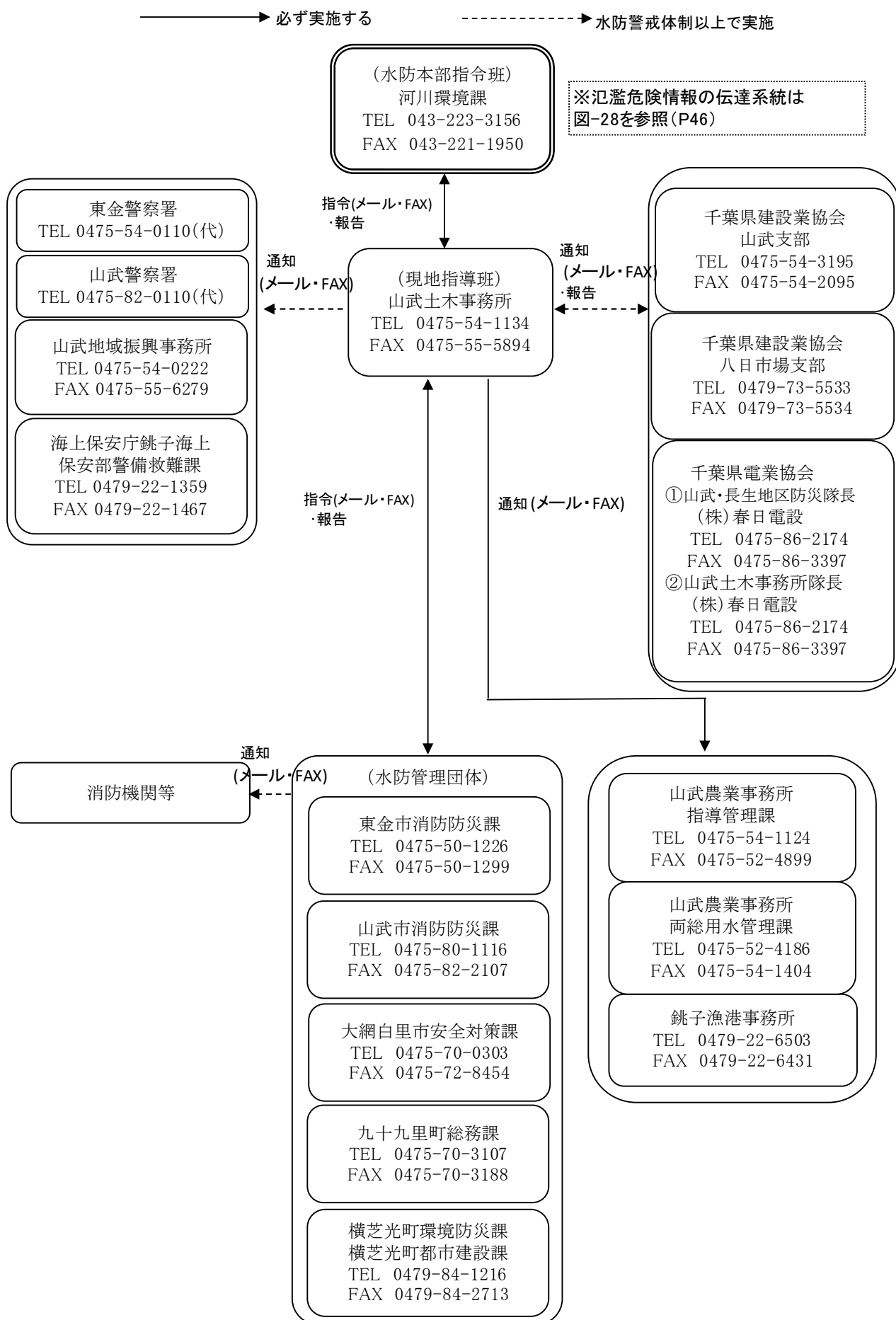
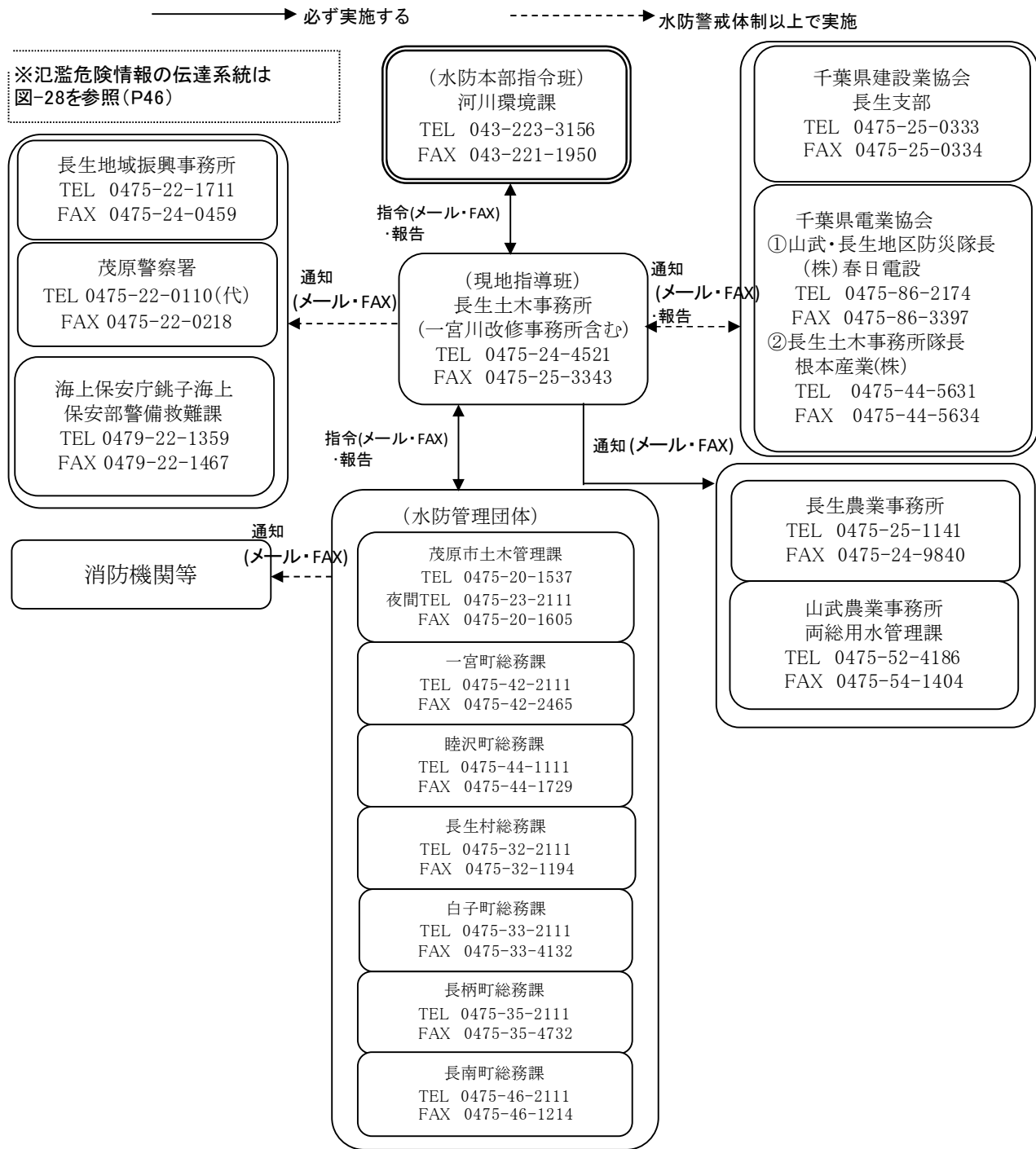


図-12 水防本部水防指令情報伝達系統 長生土木事務所

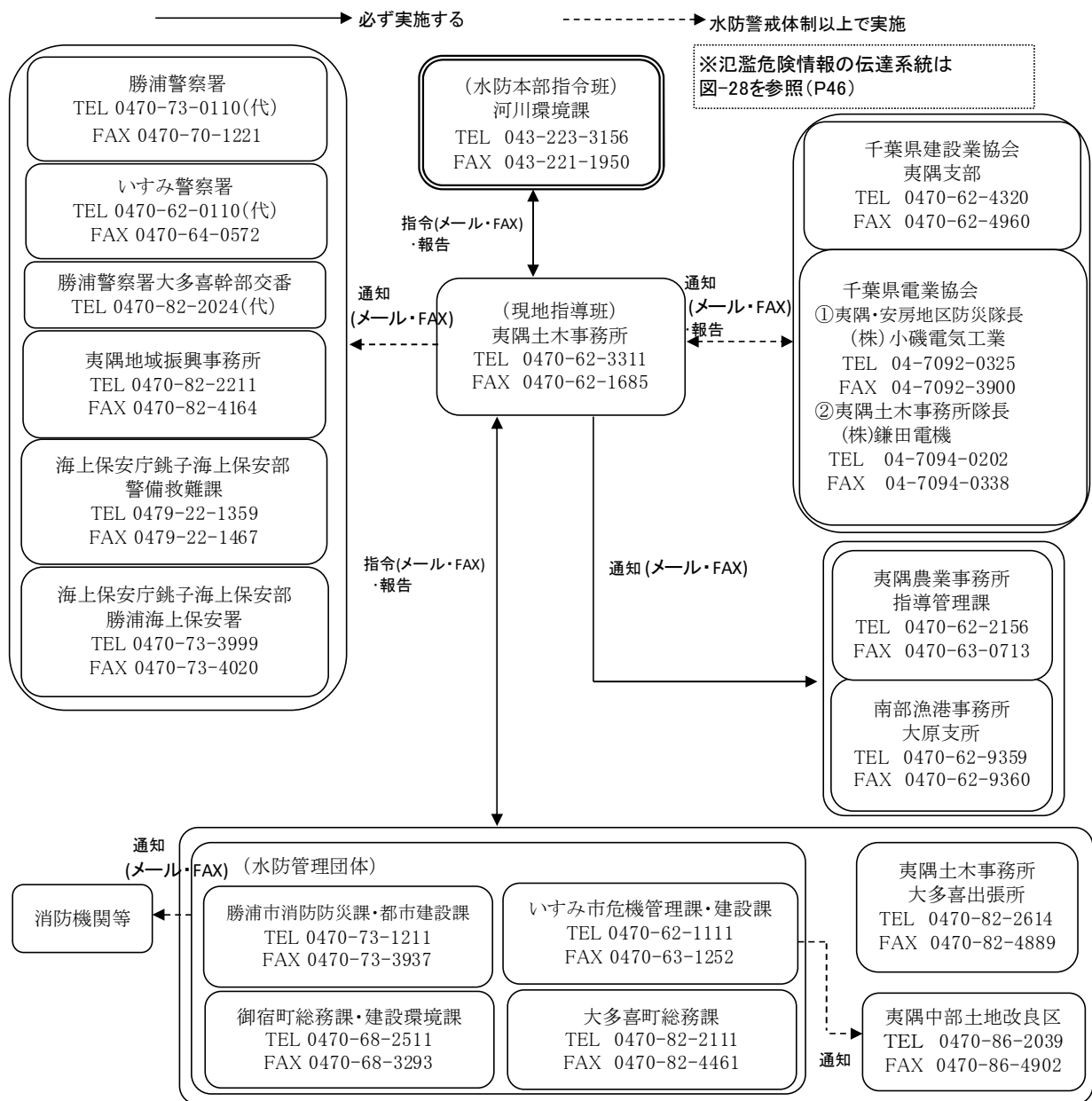


水防警報伝達系統 長生土木事務所

←→ 指令・報告
- - - - - 情報提供

河川名	観測所	水位基準	伝達系統	
一宮川	はやの早野	氾濫危険 7.66m	長生土木事務所	河川環境課
		氾濫注意 5.25m	茂原警察署 長生地域振興事務所 長生農業事務所 山武農業事務所 海上保安庁	防災危機管理部 防災対策課
		水防団待機 4.10m		銚子地方气象台 気象庁本庁

図-13 水防本部水防指令情報伝達系統 夷隅土木事務所



水防警報伝達系統 夷隅土木事務所

指令・報告
情報提供

河川名	観測所	水位基準	伝達系統
夷隅川	くわだ 桑田	氾濫危険 4.00m	夷隅土木事務所 - 河川環境課 - いすみ市 - 防災危機管理部 防災対策課 - 銚子地方気象台 - 気象庁本庁
		氾濫注意 3.50m	
		水防団待機 2.50m	- いすみ警察署 - 夷隅地域振興事務所 - 海上保安庁
夷隅川	おおたき 大多喜	氾濫危険 11.40m	夷隅土木事務所 - 河川環境課 - いすみ市 - 大多喜町 - 大多喜出張所 - 防災危機管理部 防災対策課 - 銚子地方気象台 - 気象庁本庁
		氾濫注意 6.60m	
		水防団待機 4.80m	- いすみ警察署、勝浦警察署 - 夷隅地域振興事務所 - 海上保安庁

図-14 水防本部水防指令情報伝達系統 安房土木事務所

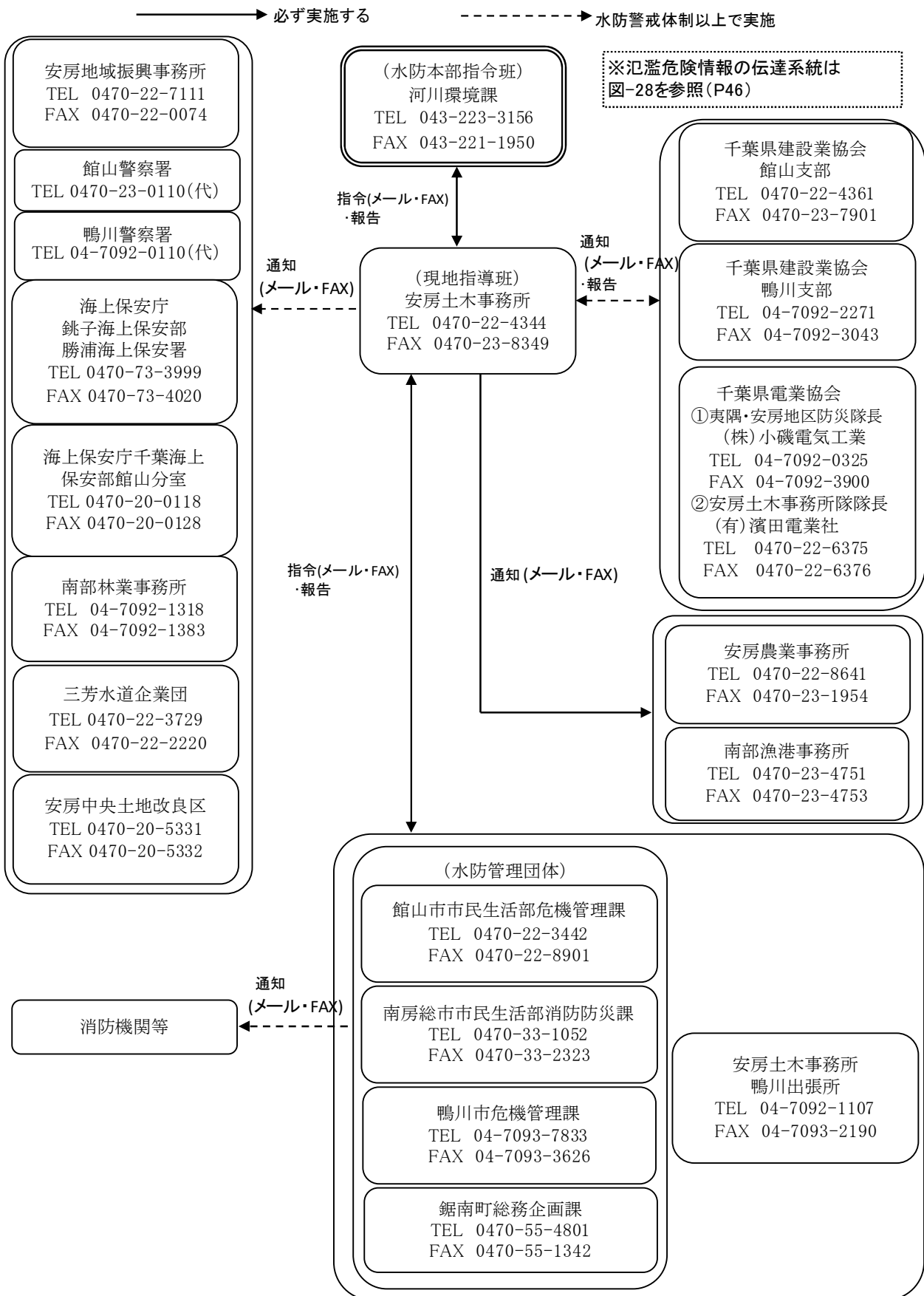
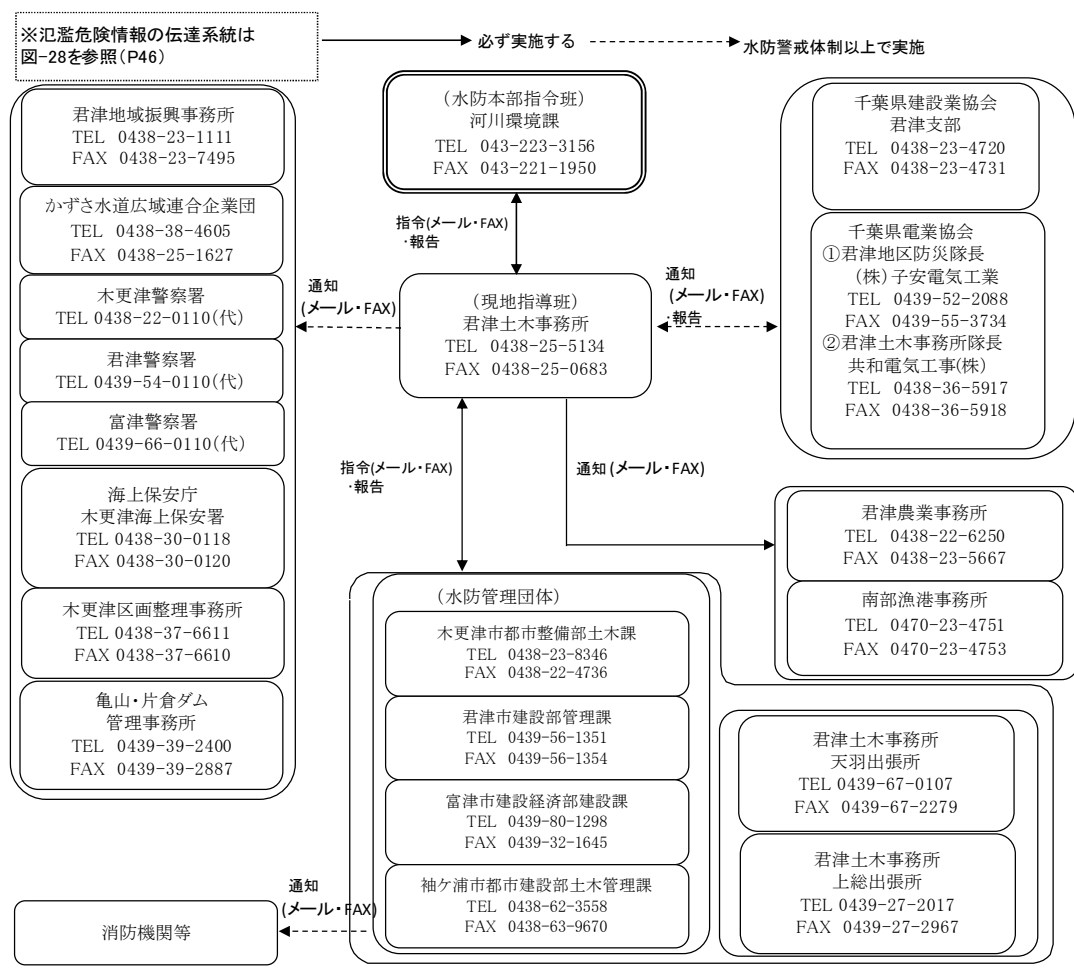


図-15 水防本部水防指令情報伝達系統 君津土木事務所

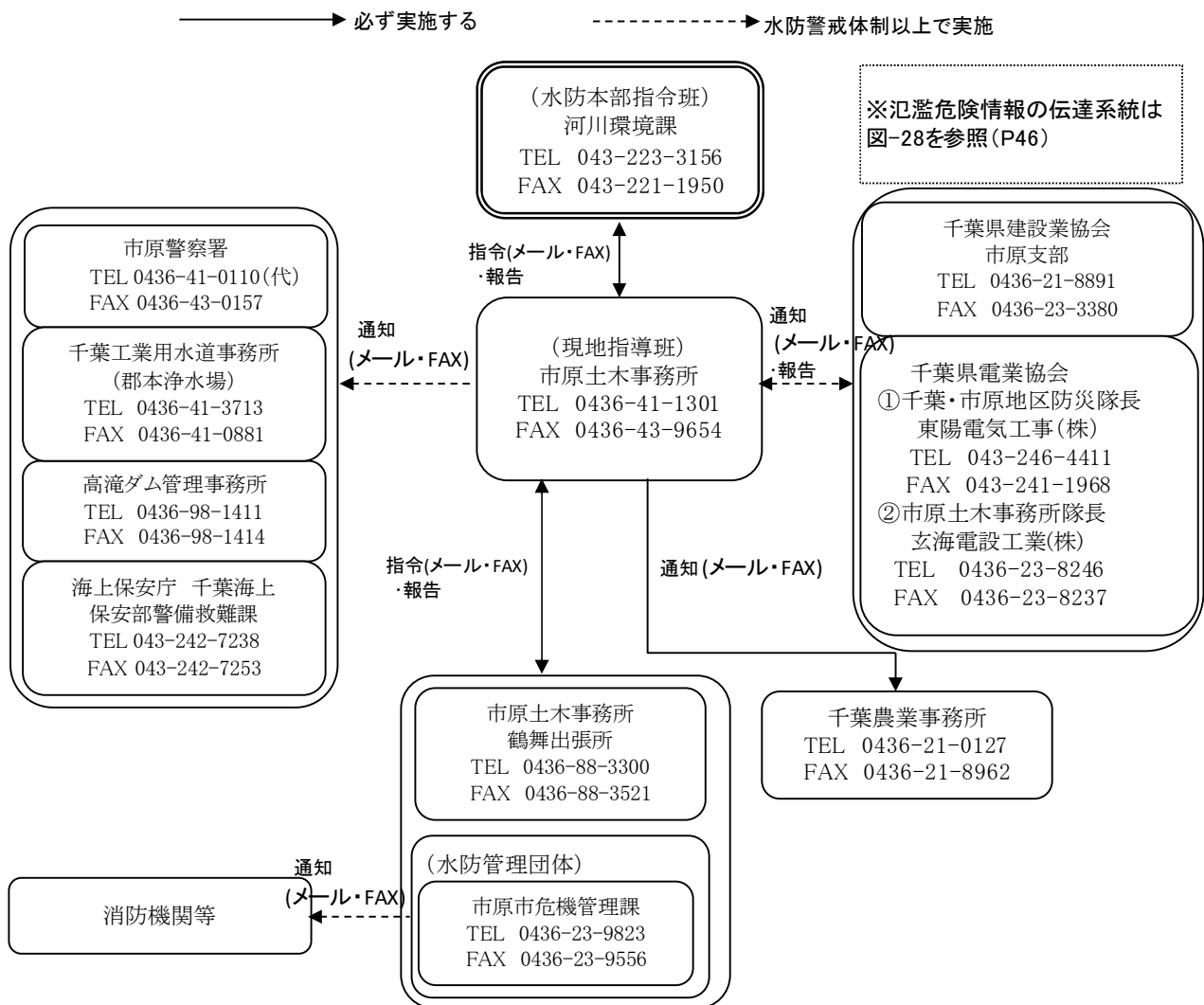


水防警報伝達系統 君津土木事務所

指令・報告
情報提供

河川名	観測所	水位基準	伝達系統		
小櫃川	うじょうばし 雨城橋	氾濫危険 6.90m 氾濫注意 5.00m 水防団待機 3.75m	君津土木事務所 ↓ 君津警察署、木更津警察署 君津地域振興事務所、海上保安庁 亀山・片倉ダム管理事務所	河川環境課 上総出張所 木更津市 君津市	防災危機管理部 防災対策課 銚子地方気象台 気象庁本庁
小櫃川	とみかわばし 富川橋	氾濫危険 6.10m 氾濫注意 4.95m 水防団待機 3.95m	君津土木事務所 ↓ 木更津警察署 君津地域振興事務所、海上保安庁 亀山・片倉ダム管理事務所	河川環境課 木更津市 袖ヶ浦市	防災危機管理部 防災対策課 銚子地方気象台 気象庁本庁
小糸川	なかじま 中島	氾濫危険 4.90m 氾濫注意 3.90m 水防団待機 2.40m	君津土木事務所 ↓ 君津警察署、富津警察署 君津地域振興事務所、海上保安庁	河川環境課 君津市 富津市	防災危機管理部 防災対策課 銚子地方気象台 気象庁本庁
長浦海岸 奈良輪海岸 木更津海岸	木更津	氾濫注意 2.70m 水防団待機 2.50m	君津土木事務所 ↓ 木更津警察署、君津農業事務所 君津地域振興事務所、海上保安庁	河川環境課 木更津市 袖ヶ浦市	防災危機管理部 防災対策課 銚子地方気象台 気象庁本庁

図-16 水防本部水防指令情報伝達系統 市原土木事務所

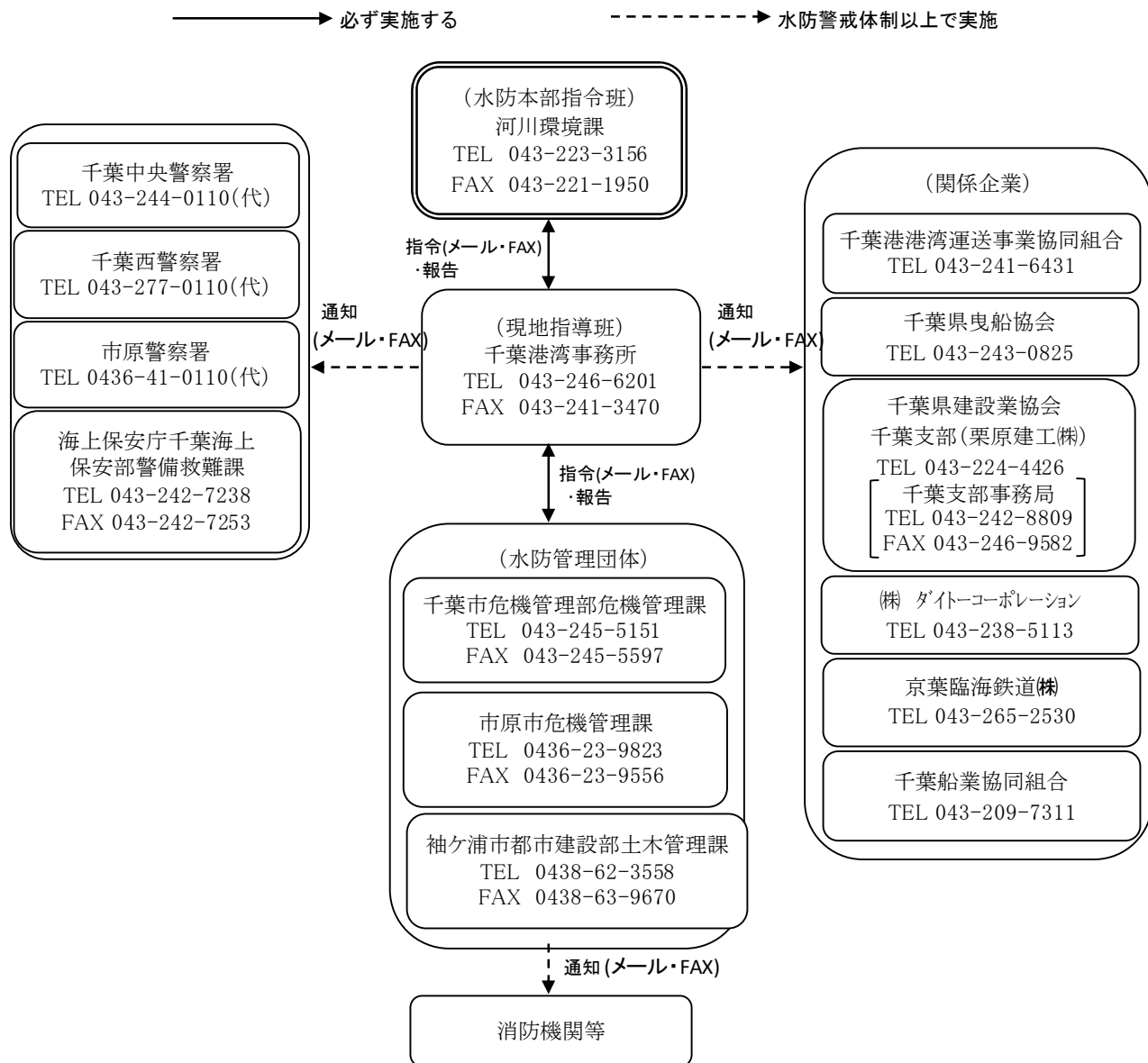


水防警報伝達系統 市原土木事務所

◀→ 指令・報告
- - - - - 情報提供

河川名	観測所	水位基準	伝達系統
養老川	うしく 牛久	氾濫危険 6.20m	市原土木事務所 河川環境課 防災危機管理部 防災対策課 市原市 銚子地方気象台 気象庁本庁
		氾濫注意 5.50m	
		水防団待機 3.20m	
市原警察署、海上保安庁 高滝ダム管理事務所、千葉農業事務所 千葉工業用水道事務所(郡本浄水場)			
八幡浦海岸 五井姉崎海岸 長浦海岸	千葉港	氾濫注意 2.80m	市原土木事務所 河川環境課 防災危機管理部 防災対策課 市原市 銚子地方気象台 気象庁本庁
		水防団待機 2.50m	
市原警察署、海上保安庁 千葉農業事務所			

図-17 水防本部水防指令情報伝達系統 千葉港湾事務所

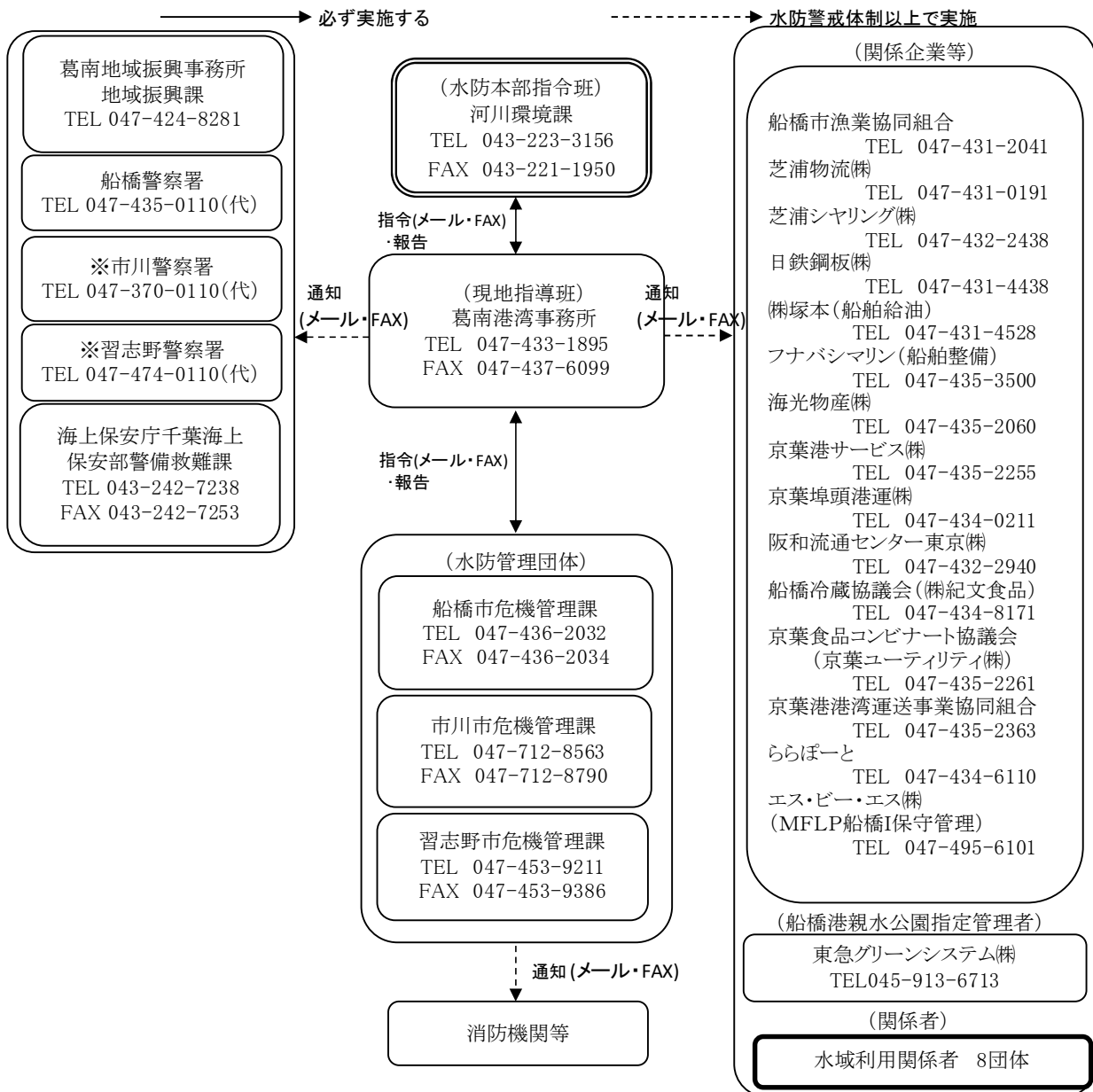


水防警報(高潮)伝達系統 千葉港湾事務所

←→ 指令・報告
- - - - - 情報提供

海岸名	観測所	潮位基準	伝達系統
千葉港 海岸 千葉地区	千葉港	氾濫注意 2.50m 水防団待機 2.10m	千葉港湾事務所 河川環境課 港湾課 施設操作担当者 千葉市 市原市 防災危機管理部 防災対策課 銚子地方気象台 気象庁本庁
千葉港 海岸 市原地区	千葉港	氾濫注意 2.50m 水防団待機 2.10m	千葉中央警察署、千葉西警察署 市原警察署 千葉土木事務所、市原土木事務所 海上保安庁 関係企業

図－18 水防本部水防指令情報伝達系統 葛南港湾事務所

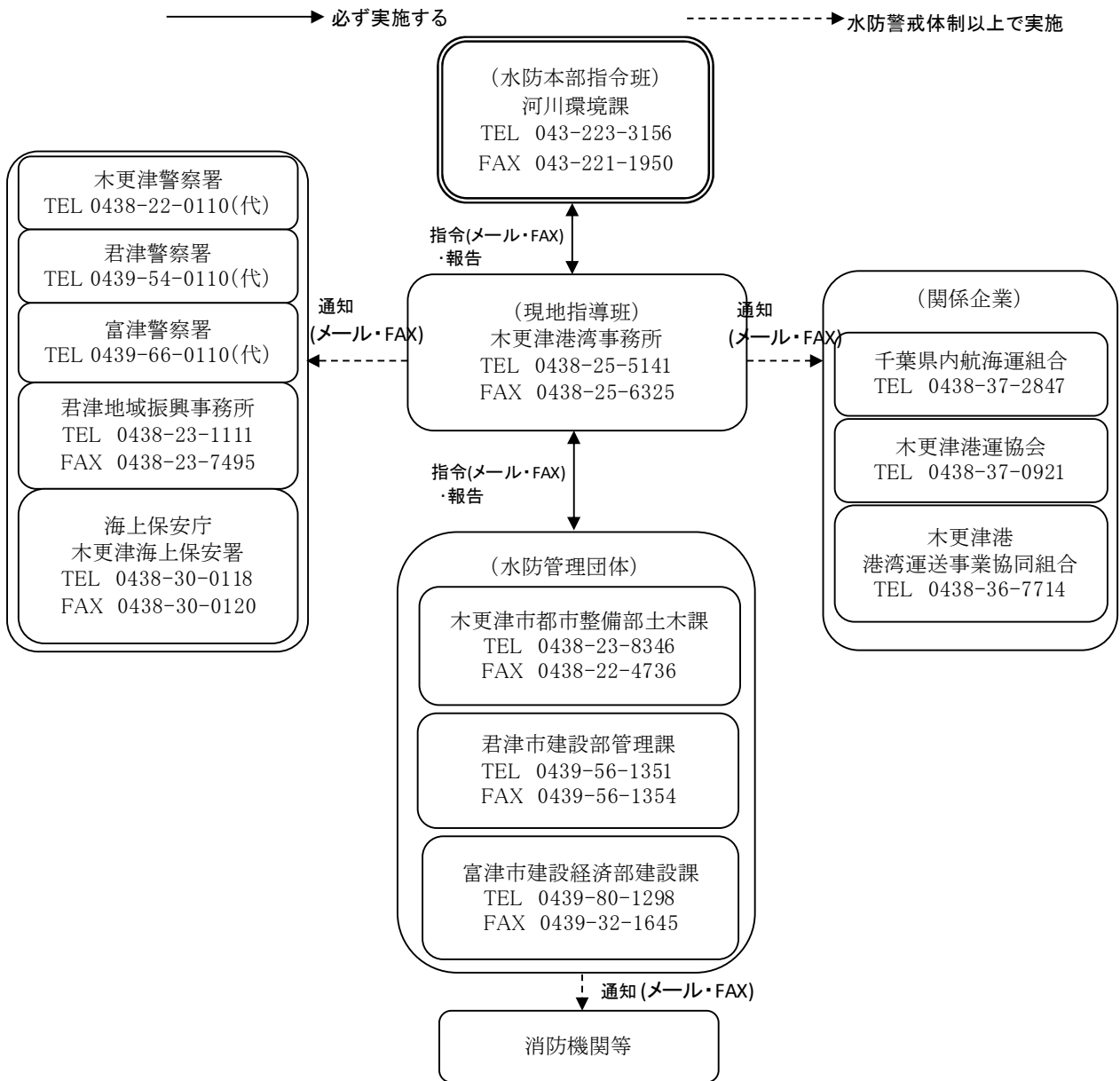


水防警報(高潮)伝達系統 葛南港湾事務所

指令・報告
情報提供

海岸名	観測所	潮位基準	伝達系統
千葉港 海岸 船橋地区	葛南港	氾濫注意 2.70m 水防団待機 2.10m	葛南港湾事務所 河川環境課 港湾課 施設操作担当者 船橋市 船橋警察署 海上保安庁 葛南土木事務所、葛南地域振興事務所 関係企業 防災危機管理部 防災対策課 銚子地方気象台 気象庁本庁
千葉港 海岸 習志野地区	葛南港	氾濫注意 2.50m 水防団待機 2.10m	葛南港湾事務所 河川環境課 港湾課 習志野市 習志野警察署 海上保安庁 千葉土木事務所 防災危機管理部 防災対策課 銚子地方気象台 気象庁本庁

図－19 水防本部水防指令情報伝達系統 木更津港湾事務所



水防警報(高潮)伝達系統 木更津港湾事務所

◀——▶ 指令・報告
- - - - -> 情報提供

海岸名	観測所	潮位基準	伝達系統		
木更津港 海岸	木更津	氾濫注意 2.50m	木更津港湾事務所	河川環境課	防災危機管理部 防災対策課
		水防団待機 2.00m	木更津警察署、君津警察署、海上保安庁 君津土木事務所、君津地域振興事務所、関係企業	港湾課 施設操作担当者 木更津市、君津市	銚子地方气象台 気象庁本庁
上総湊港 海岸	木更津	氾濫注意 2.50m	木更津港湾事務所	河川環境課	防災危機管理部 防災対策課
		水防団待機 2.00m	富津警察署、海上保安庁、君津土木事務所、 君津地域振興事務所	港湾課 施設操作担当者 富津市	銚子地方气象台 気象庁本庁

図-20 洪水警戒体制発令情報伝達系統 亀山・片倉ダム管理事務所
(亀山ダム・片倉ダム)

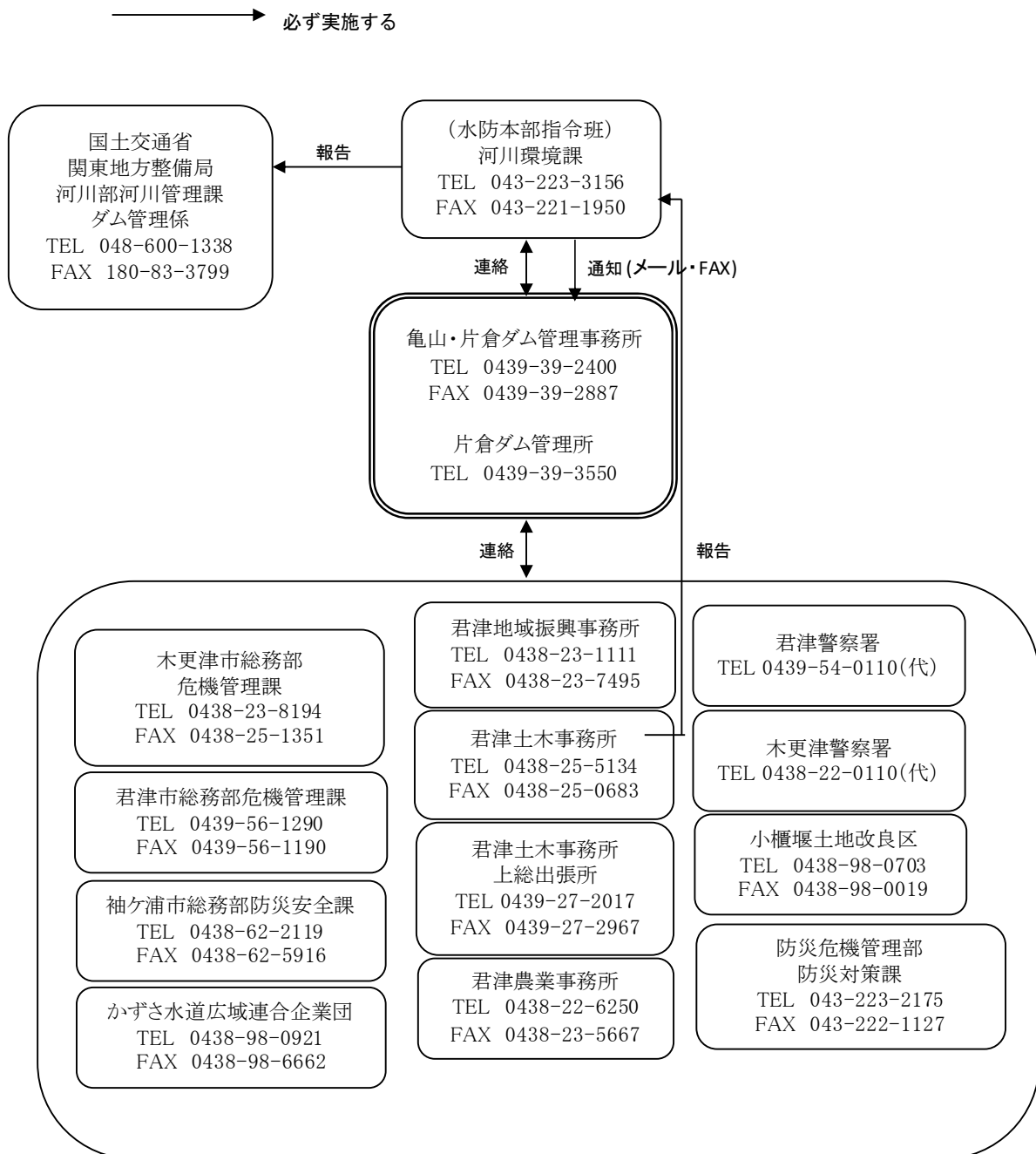
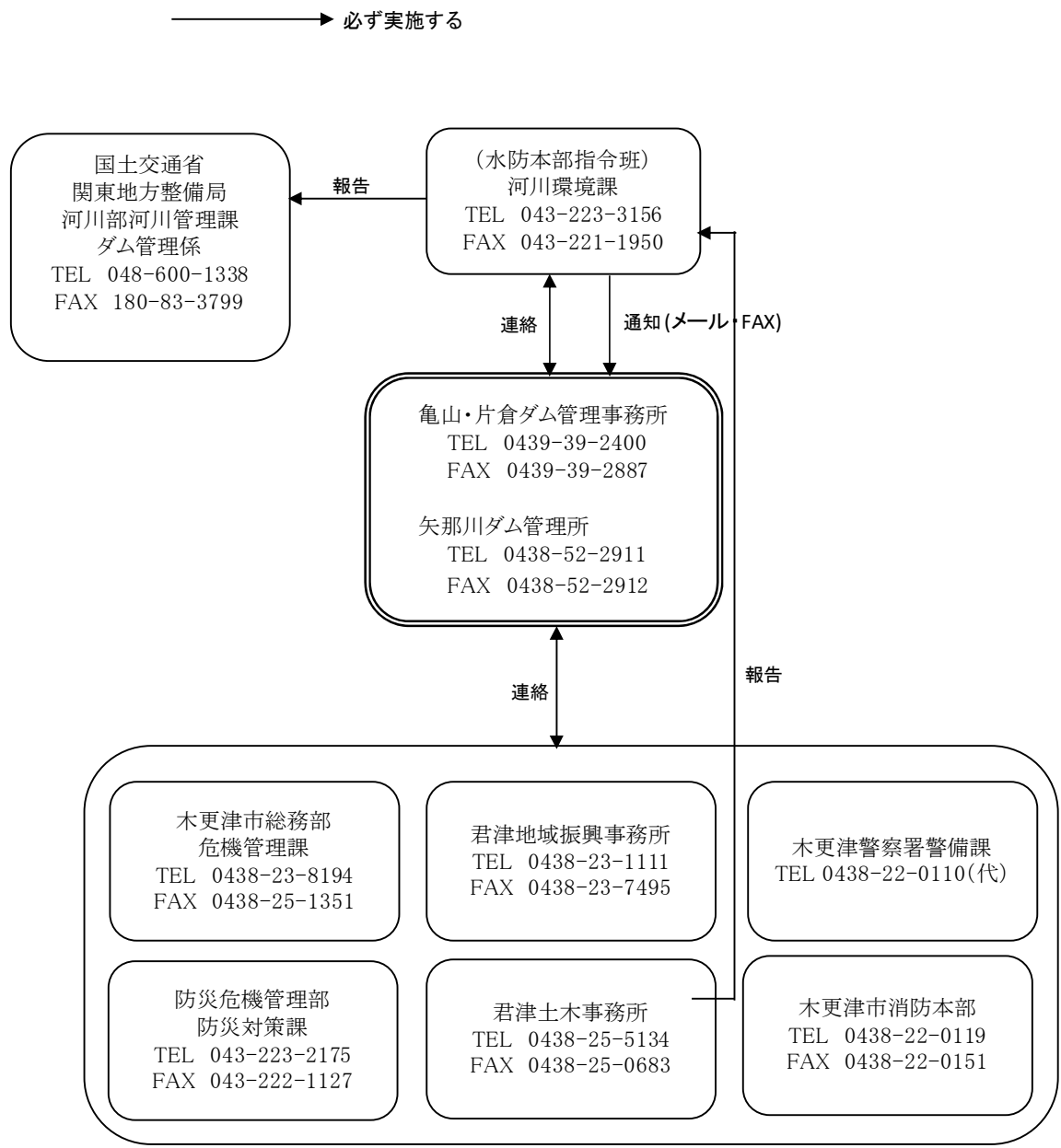
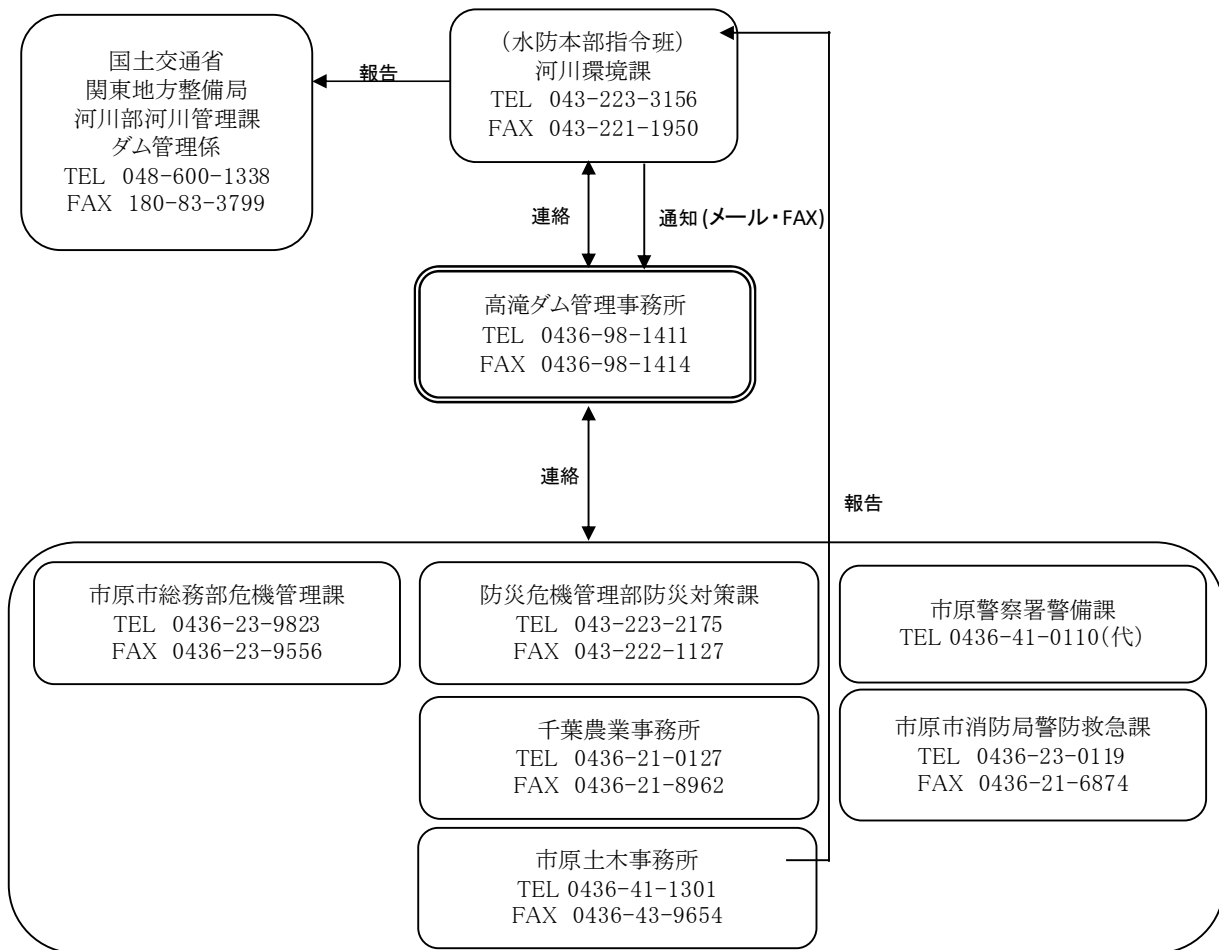


図-21 洪水警戒体制発令情報伝達系統 亀山・片倉ダム管理事務所
(矢那川ダム)

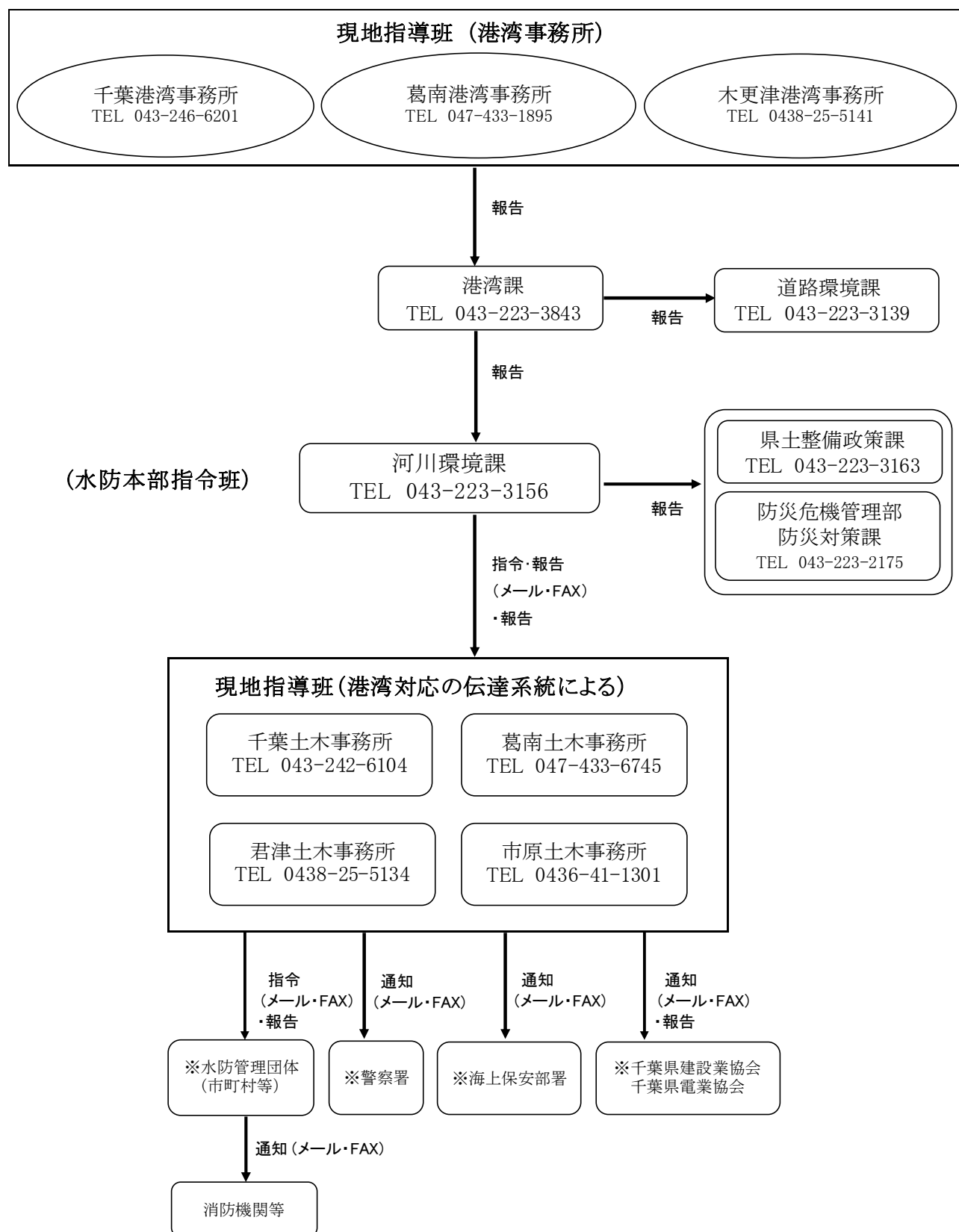


図－22 洪水警戒体制発令情報伝達系統 高滝ダム管理事務所

→ 必ず実施する



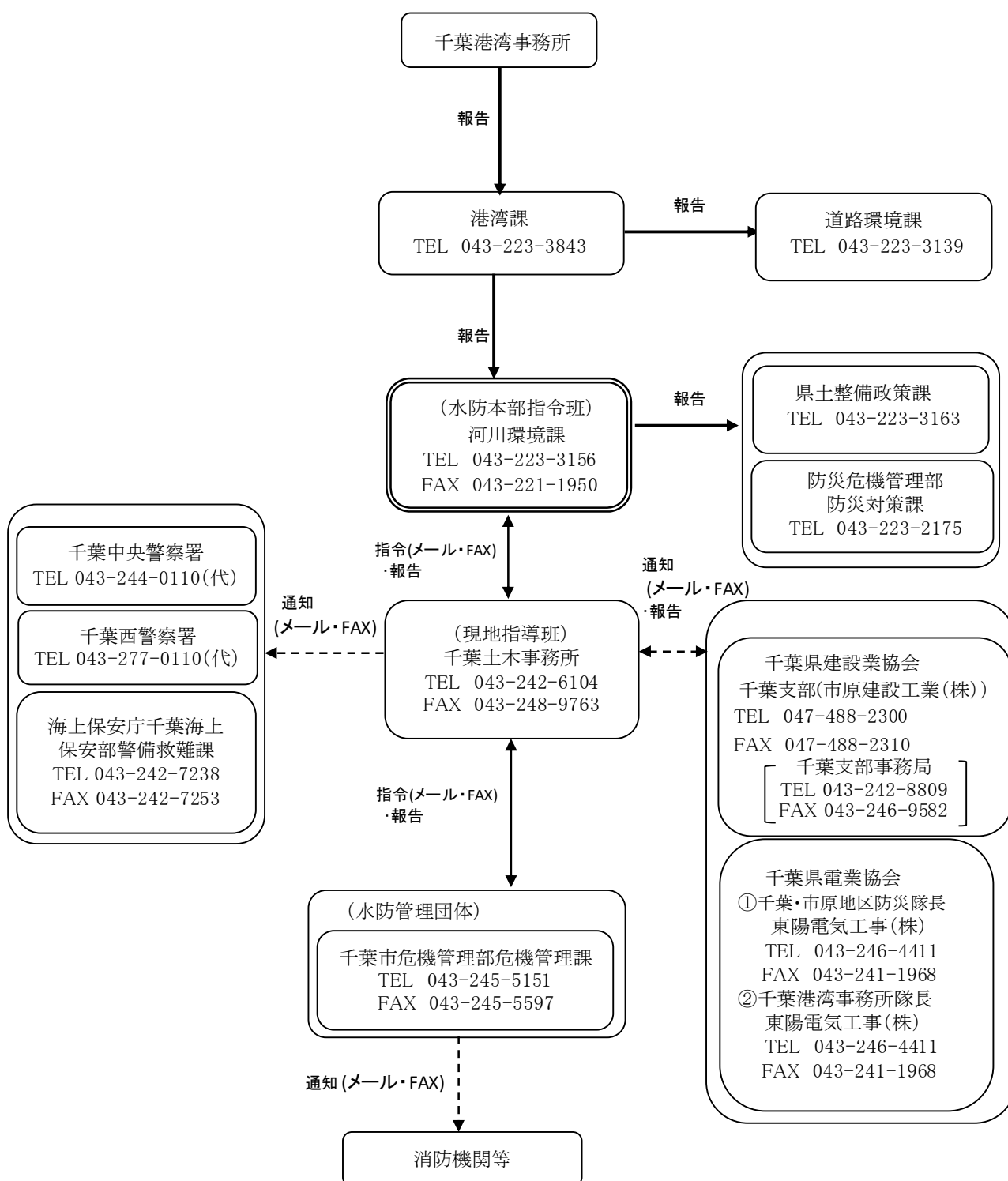
図－23 港湾事務所所管の施設に異常が発生し、背後地の浸水被害が予測される場合の体制
（被害が予測される区域の特定及び被害予測は港湾課で判断する）



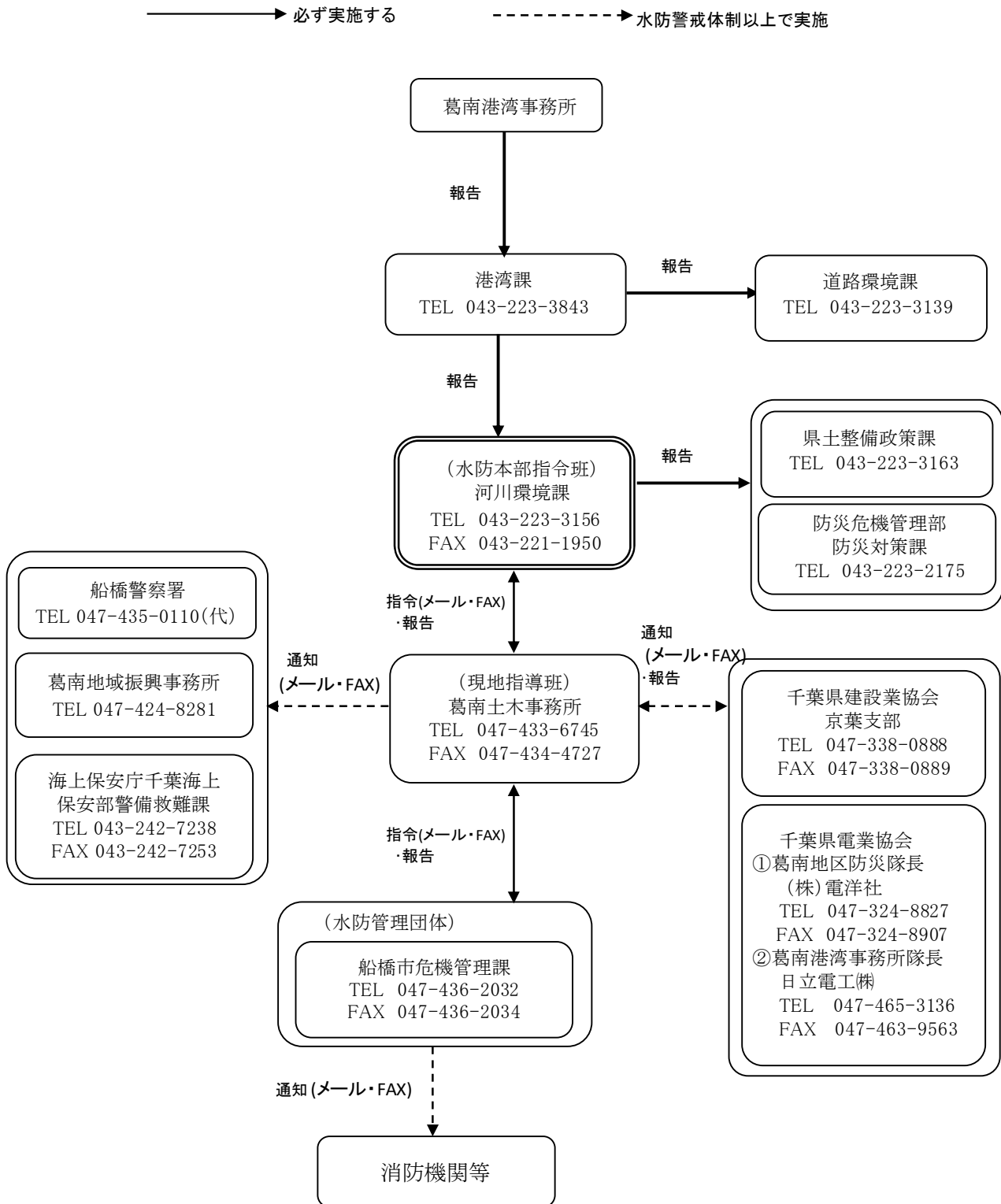
※ 各土木事務所の水防指令情報伝達系統（港湾対応）によること
水防管理団体（市町村等）を除き、警戒体制以上の時に連絡する。

図－24 水防本部水防指令情報伝達系統 千葉土木事務所（港湾対応）

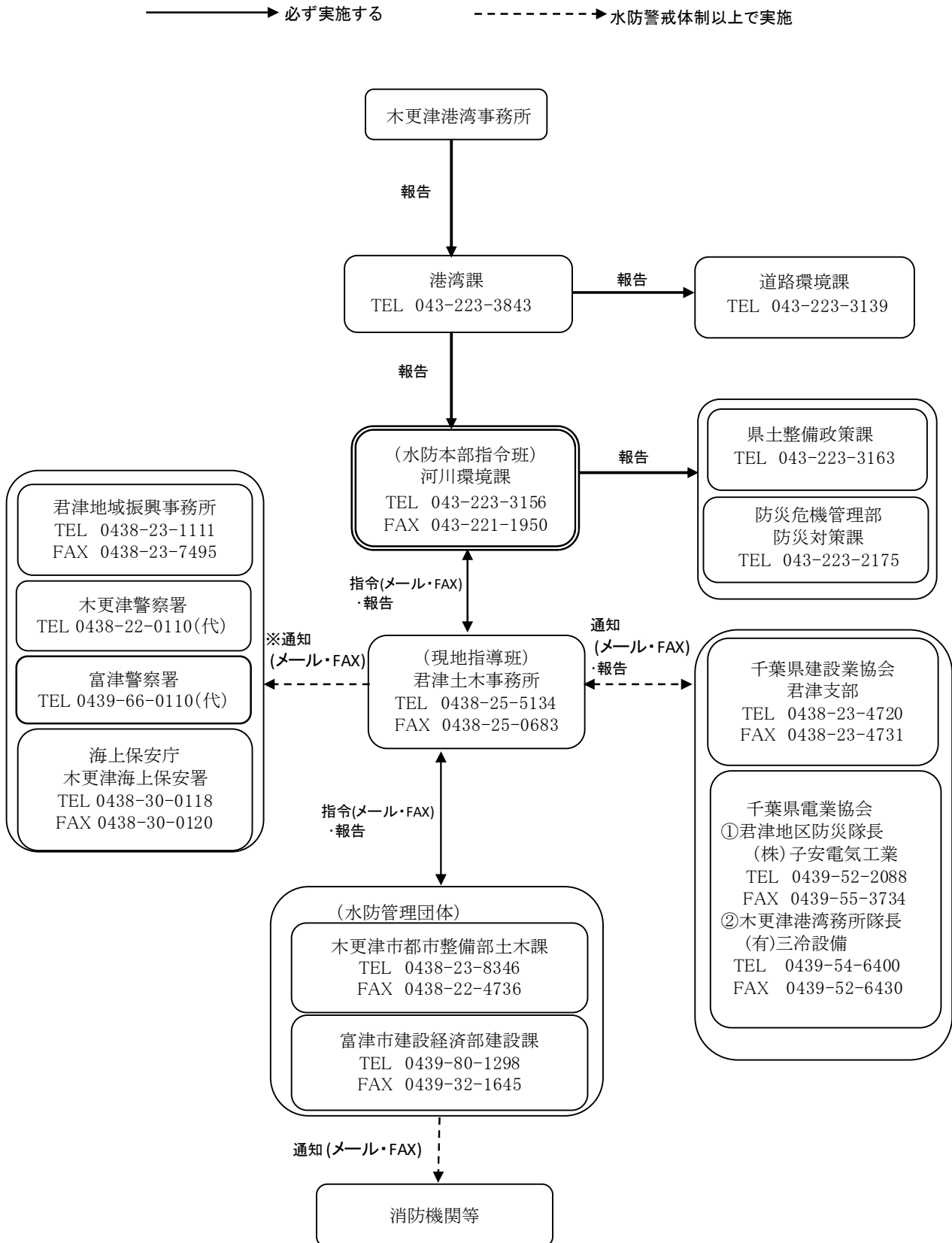
————→ 必ず実施する - - - - - → 水防警戒体制以上で実施



図－25 水防本部水防指令情報伝達系統 葛南土木事務所（港湾対応）



図－26 水防本部水防指令情報伝達系統 君津土木事務所（港湾対応）



※ 木更津港対応時は木更津市及び木更津警察署へ伝達。
上総湊港対応時は富津市及び富津警察署へ伝達。

図-27 水防本部水防指令情報伝達系統 市原土木事務所（港湾対応）

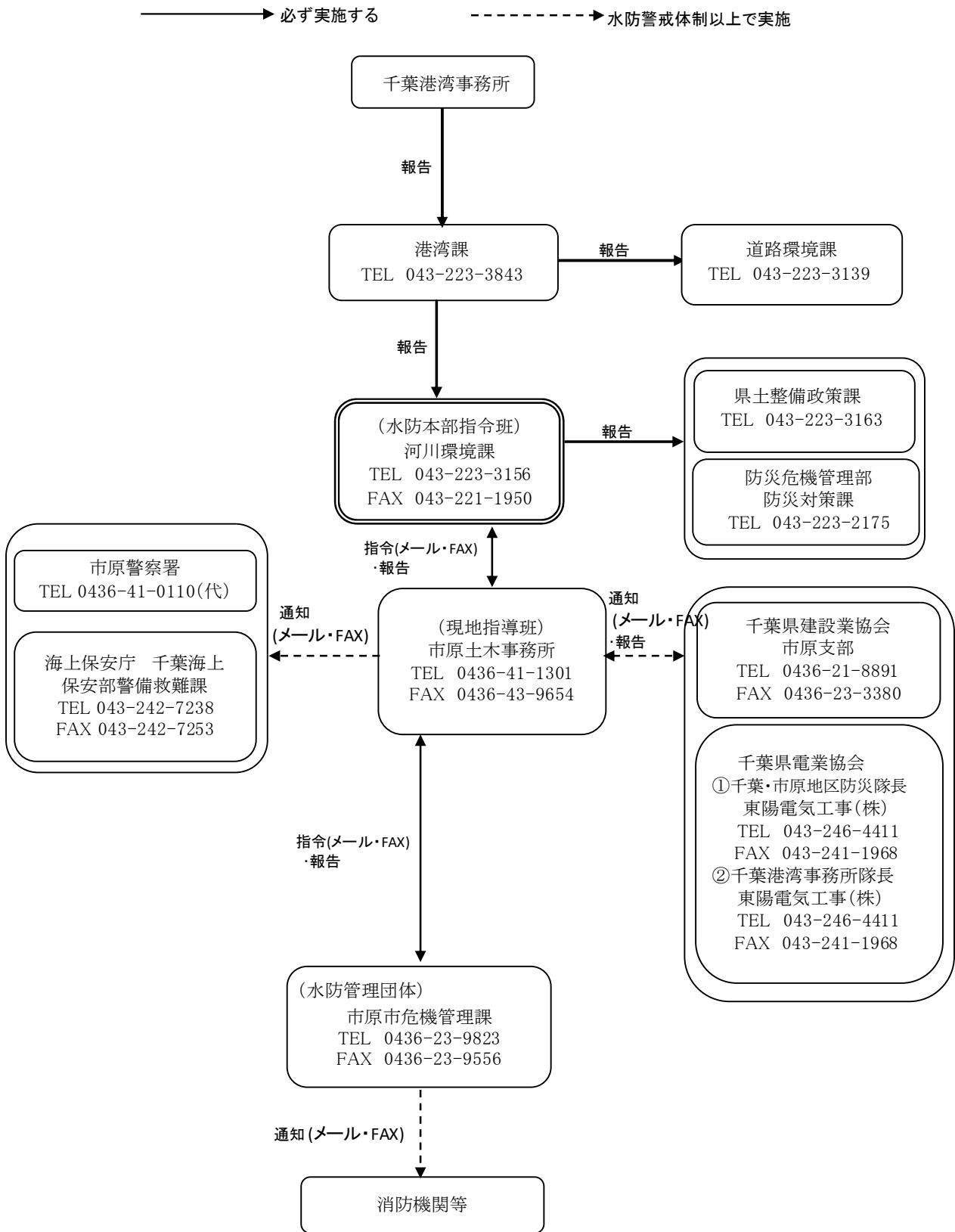
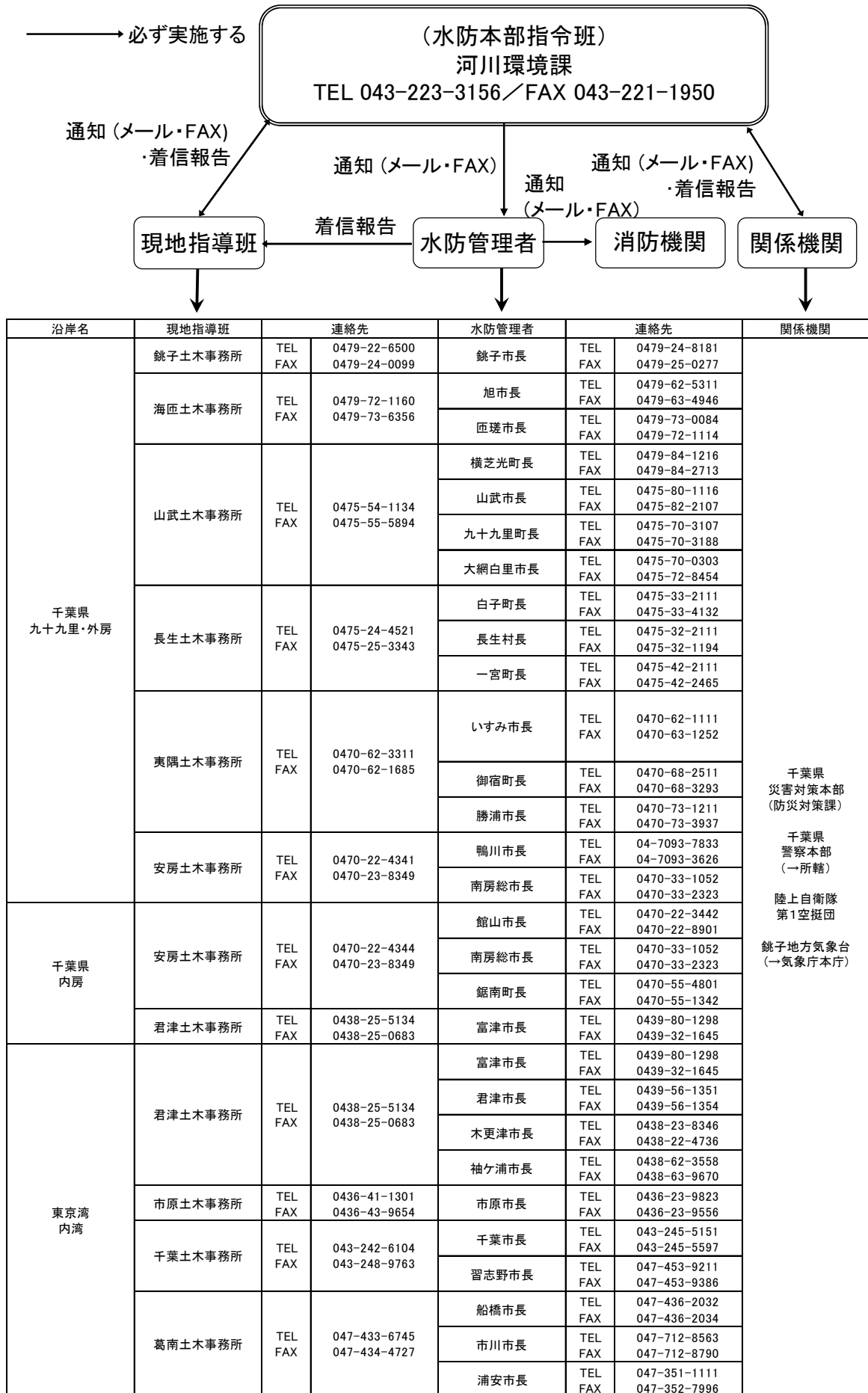


図-28 レベル4 氾濫危険情報・レベル5 氾濫発生情報の伝達系統図

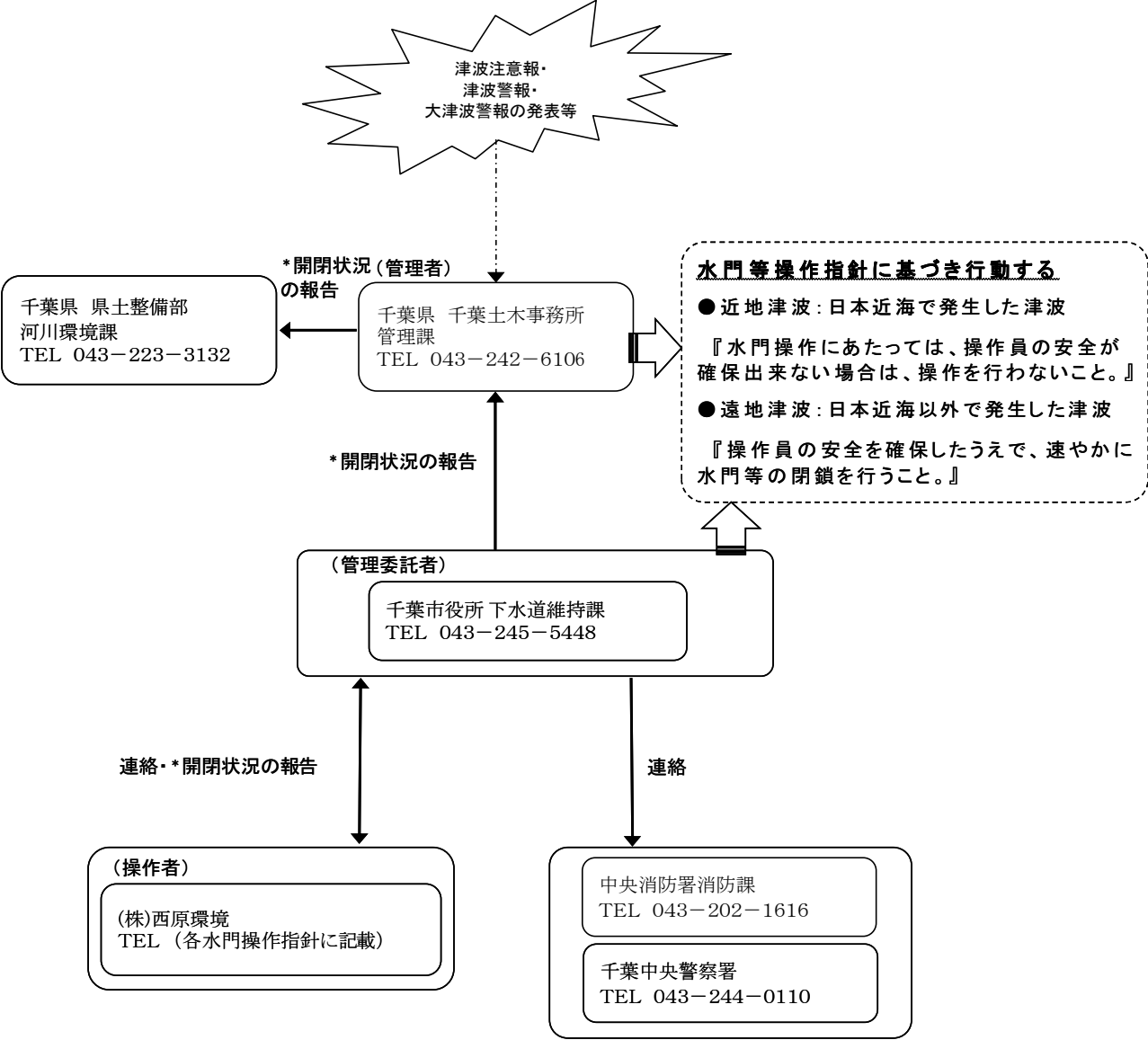


河川名	水位 観測所名	現地指導班	連絡先		水防管理者	連絡先		市町村長 (防災担当部署)	連絡先		関係機関	報道機関等
夷隅川	大多喜	夷隅土木事務所	TEL FAX	0470-62-3311 0470-62-1685	いすみ市長	TEL FAX	0470-62-1111 0470-63-1252	同左	TEL FAX	同左・不要	千葉県 災害対策本部 (防災対策課) 防災FAX 500-7298 千葉県 警察本部 防災FAX 500-7397 (一所轄) 陸上自衛隊 第1空挺団 防災FAX 632-724 銚子地方気象台 NTTFAX 0479-23-4460 (一気象庁本庁)	千葉県 報道広報課 ↓ 報道各社
					大多喜町長	TEL FAX	0470-82-2111 0470-82-4461	同左	TEL FAX	同左・不要		
					勝浦市長	TEL FAX	0470-73-1211 0470-73-3937	同左	TEL FAX	同左・不要		
					御宿町長	TEL FAX	0470-68-6693 0470-68-7183	(総務課)	TEL FAX	0470-68-2511 0470-68-3293		
	桑田				いすみ市長	TEL FAX	0470-62-1111 0470-63-1252	同左	TEL FAX	同左・不要		
矢那川	木更津	君津土木事務所	TEL FAX	0438-25-5134 0438-25-0683	木更津市長	TEL FAX	0438-23-8346 0438-22-4736	(危機管理課)	TEL FAX	0438-23-7094 0438-25-1351		
加茂川	貝渚	安房土木事務所	TEL FAX	0470-22-4344 0470-23-8349	鴨川市長	TEL FAX	04-7093-7833 04-7093-3626	同左	TEL FAX	同左・不要		
平久里川	館山市長				TEL FAX	0470-22-3442 0470-22-8901	同左	TEL FAX	同左・不要			
	南房総市長				TEL FAX	0470-33-1052 0470-33-2323	同左	TEL FAX	同左・不要			
小野川	牧野	香取土木事務所	TEL FAX	0478-52-5194 0478-54-5449	香取市長 (夜間)	TEL FAX	0478-50-1215 0478-54-7654	(総務課) (夜間)	TEL FAX	0478-50-1201 0478-52-4566		
椎津川	椎津	市原土木事務所	TEL FAX	0436-41-1301 0436-43-9654	市原市長	TEL FAX	0436-23-9823 0436-23-9556	同左	TEL FAX	同左・不要		
栗山川	芝崎	海匠土木事務所	TEL FAX	0479-72-1160 0479-73-6356	匠璫市長	TEL FAX	0479-73-0084 0479-72-1114	(総務課)	TEL FAX	0479-73-0084 0479-72-1114		
		成田土木事務所	TEL FAX	0476-26-3631 0476-26-8671	芝山町長	TEL FAX	0479-77-3903 0479-77-3957	同左	TEL FAX	同左・不要		
					多古町長	TEL FAX	0479-76-2611 0479-76-7144	同左	TEL FAX	同左・不要		
		香取土木事務所	TEL FAX	0478-52-5194 0478-54-5449	香取市長 (夜間)	TEL FAX	0478-50-1215 0478-54-7654	(総務課) (夜間)	TEL FAX	0478-50-1201 0478-52-4566		
		山武土木事務所	TEL FAX	0475-54-1134 0475-55-5894	横芝光町長	TEL FAX	0479-84-1216 0479-84-2713	同左	TEL FAX	同左・不要		
作田川	成東	山武土木事務所	TEL FAX	0475-54-1134 0475-55-5894	山武市長	TEL FAX	0475-80-1116 0475-82-2107	同左	TEL FAX	同左・不要		
					東金市長	TEL FAX	0475-50-1226 0475-50-1299	同左	TEL FAX	同左・不要		
	日向				九十九里町長	TEL FAX	0475-70-3107 0475-70-3188	同左	TEL FAX	同左・不要		
					山武市長	TEL FAX	0475-80-1116 0475-82-2107	同左	TEL FAX	同左・不要		
真亀川	不動堂	山武土木事務所	TEL FAX	0475-54-1134 0475-55-5894	東金市長	TEL FAX	0475-50-1226 0475-50-1299	同左	TEL FAX	同左・不要		
					山武市長	TEL FAX	0475-80-1116 0475-82-2107	同左	TEL FAX	同左・不要		
					九十九里町長	TEL FAX	0475-70-3107 0475-70-3188	同左	TEL FAX	同左・不要		
					大網白里市長	TEL FAX	0475-70-0303 0475-72-8454	同左	TEL FAX	同左・不要		
南白亀川	九十根	千葉土木事務所	TEL FAX	043-242-6104 043-248-9763	千葉市長	TEL FAX	043-245-5151 043-245-5597	同左	TEL FAX	同左・不要		
		山武土木事務所	TEL FAX	0475-54-1134 0475-55-5894	東金市長	TEL FAX	0475-50-1226 0475-50-1299	同左	TEL FAX	同左・不要		
					大網白里市長	TEL FAX	0475-70-0303 0475-72-8454	同左	TEL FAX	同左・不要		
					九十九里町長	TEL FAX	0475-70-3107 0475-70-3188	同左	TEL FAX	同左・不要		
		長生土木事務所	TEL FAX	0475-24-4521 0475-25-3343	茂原市長	TEL FAX	0475-20-1537 (夜間TEL23-2111) 0475-20-1605	(防災対策課)	TEL FAX	0475-36-7580 0475-20-1602		
					白子町長	TEL FAX	0475-33-2111 0475-33-4132	同左	TEL FAX	同左・不要		
					長生村長	TEL FAX	0475-32-2111 0475-32-1194	同左	TEL FAX	同左・不要		
					一宮町長	TEL FAX	0475-42-2111 0475-42-2465	同左	TEL FAX	同左・不要		
村田川	草刈	千葉土木事務所	TEL FAX	043-242-6104 043-248-9763	千葉市長	TEL FAX	043-245-5151 043-245-5597	同左	TEL FAX	同左・不要		
		市原土木事務所	TEL FAX	0436-41-1301 0436-43-9654	市原市長	TEL FAX	0436-23-9823 0436-23-9556	同左	TEL FAX	同左・不要		
	押沼橋	千葉土木事務所	TEL FAX	043-242-6104 043-248-9763	千葉市長	TEL FAX	043-245-5151 043-245-5597	同左	TEL FAX	同左・不要		
		市原土木事務所	TEL FAX	0436-41-1301 0436-43-9654	市原市長	TEL FAX	0436-23-9823 0436-23-9556	同左	TEL FAX	同左・不要		
木戸川	中台	山武土木事務所	TEL FAX	0475-54-1134 0475-55-5894	山武市長	TEL FAX	0475-80-1116 0475-82-2107	同左	TEL FAX	同左・不要		
					横芝光町長	TEL FAX	0479-84-1216 0479-84-2713	同左	TEL FAX	同左・不要		
					九十九里町長	TEL FAX	0475-70-3107 0475-70-3188	同左	TEL FAX	同左・不要		
		成田土木事務所	TEL FAX	0476-26-3631 0476-26-8671	芝山町長	TEL FAX	0479-77-3903 0479-77-3957	同左	TEL FAX	同左・不要		
湊川	丹後橋	君津土木事務所	TEL FAX	0438-25-5134 0438-25-0683	富津市長	TEL FAX	0439-80-1298 0439-32-1645	(防災安全課)	TEL FAX	0439-80-1266 0439-80-1350		
手賀沼	手賀沼	柏土木事務所	TEL FAX	04-7167-1373 04-7167-1205	柏市長	TEL FAX	04-7167-1111 04-7160-1788	同左	TEL FAX	同左		
					我孫子市長	TEL FAX	04-7185-1111 04-7185-5566	同左	TEL FAX	同左		
		印旛土木事務所	TEL FAX	043-483-1155 043-485-3759	印西市長	TEL FAX	0476-33-4404 0476-42-7242	同左	TEL FAX	同左		
					白井市長	TEL FAX	047-492-1111 047-491-3554	同左	TEL FAX	同左		

図-29 千葉沿岸域水防警報の伝達系統図



図－30 水門（樋門・陸閘）の操作に係わる連絡体制図 千葉土木事務所

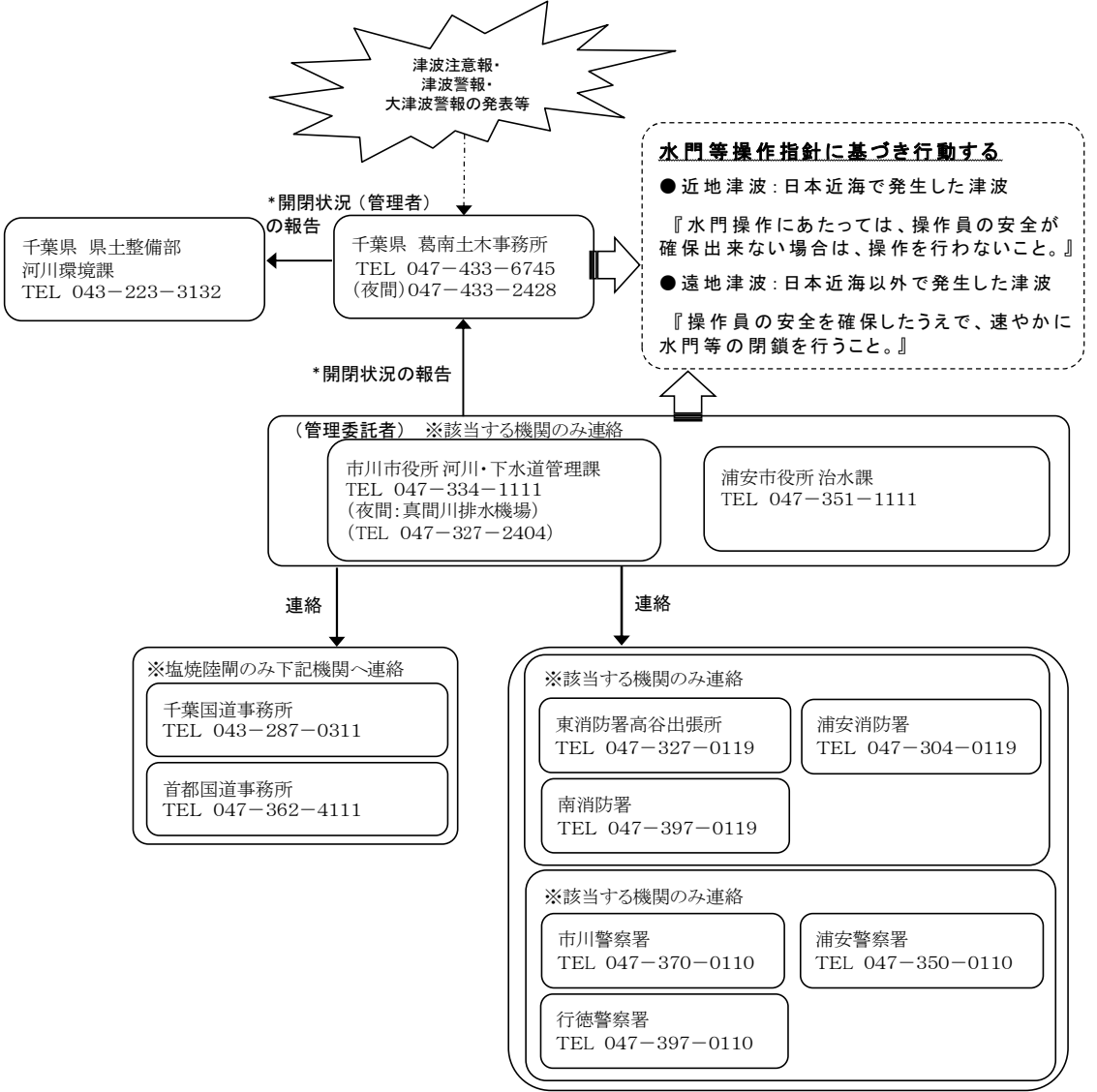


* 水門等の開閉状況について、河川環境課へ報告すること。

・陸閘)一覧表 千葉土木事務所

級別	河川 海岸名	施設名	地先名(住所)	排水機・門扉諸元		操作に要する 時間(目安)	管理者	管理体制	操作者 再委託先
				型式	規格(寸法・排水量)				
(二)	葭川	葭川水門	千葉市中央区中央	アルミ合金製ロー ラーゲート	9000×4200×1門 (11.2t)	20 分	千葉県 (河川環境課)	委 託 (千葉市)	㈱西原環境
(二)	生実川	生実川水門	千葉市中央区塩 田町	鋼製ローラーゲート	22000×6600×1門	35 分	千葉県 (河川環境課)	委 託 (千葉市)	㈱西原環境

図-31 水門（樋門・陸閘）の操作に係わる連絡体制図 葛南土木事務所

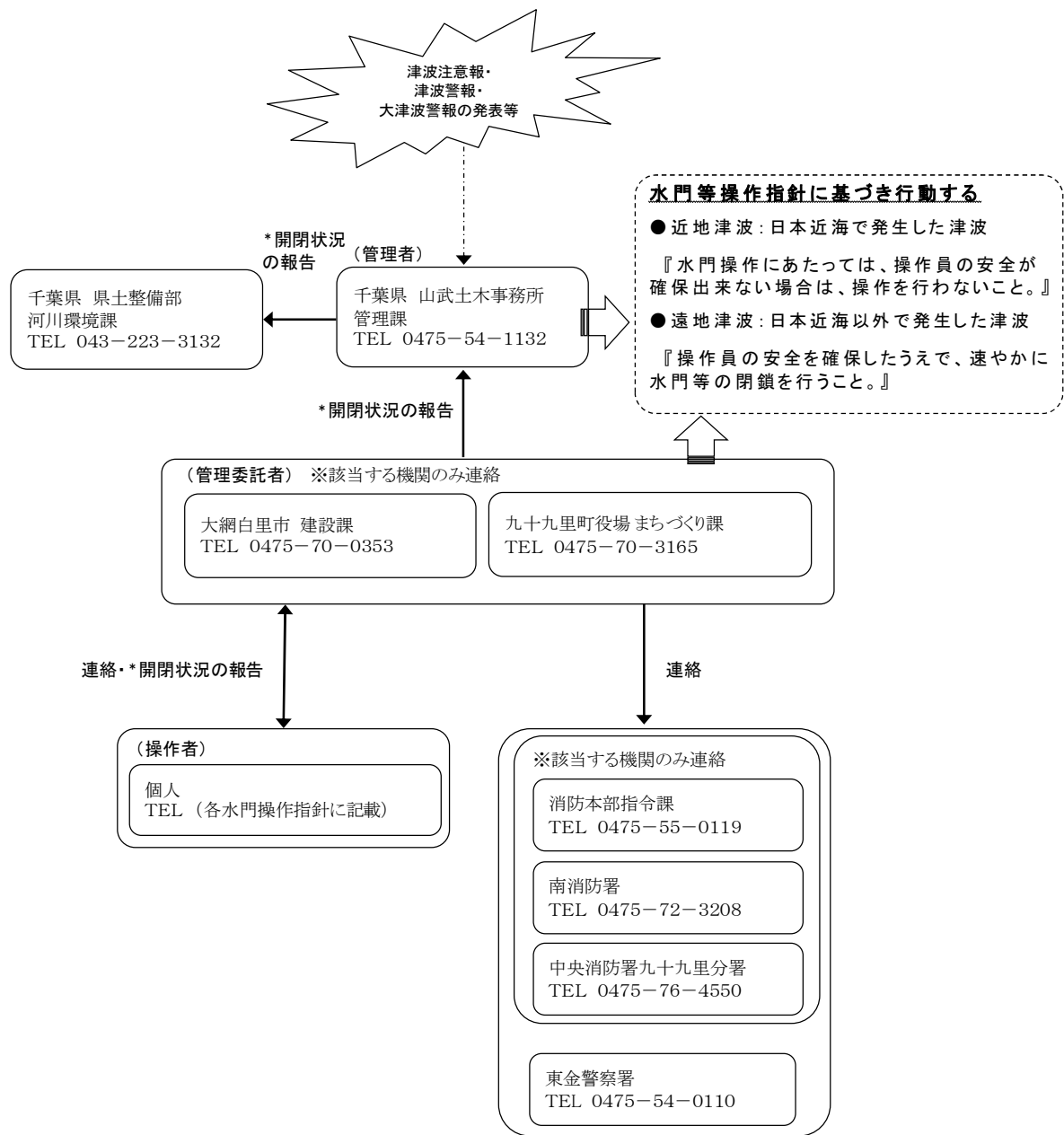


* 水門等の開閉状況について、河川環境課へ報告すること。

津波に係のある水門（樋門・陸閘）一覧表 葛南土木事務所

級別	河川 海岸名	施設名	地先名(住所)	排水機・門扉諸元		操作に要する 時間(目安)	管理者	管理体制	操作者 再委託先
				型式	規格(寸法・排水量)				
(一)	真間川	真間川水門	市川市原木2492	鋼製ローラーゲート	8800×15700×2門	10分	千葉県 (河川環境課)	委託 (市川市)	河川・下水道 管理課
(一)	高谷川	高谷川水門	市川市田尻1028 番2地先	ステンレス製ローラー ゲート	8000×5900×1門	10分	千葉県 (河川環境課)	委託 (市川市)	河川・下水道 管理課
(一)	旧江戸川	堀江ドック 陸閘	浦安市堀江5丁目 地先	鋼製横引きゲート	(巾) (高) 3.35m×2.68m	-	千葉県 (河川環境課)	委託 (浦安市)	道路整備課
	市川海岸	二俣2号水門	市川市二俣753	鋼製ローラーゲート	6000×3600×1門	30分	千葉県 (河川環境課)	委託 (市川市)	河川・下水道 管理課
	市川海岸	原木樋門	市川市原木2481	アルミスライドゲート	(巾) (高) 10.0m×4.10m	-	千葉県 (河川環境課)	委託 (市川市)	河川・下水道 管理課
	市川海岸	高谷樋門	市川市高谷新町	電動開閉式	(巾) (高) 3.0m×2.0m	-	千葉県 (河川環境課)	委託 (市川市)	河川・下水道 管理課
	市川海岸	塩焼陸閘	市川市加藤新田 212	先横引式鋼製ゲート エンジン及び足動式	15000×1500×1門	25分	千葉県 (河川環境課)	委託 (市川市)	河川・下水道 管理課
	市川海岸	中江川水門	市川市加藤新田 211	鋼製ローラーゲート	10000×4100×1門	5分	千葉県 (河川環境課)	委託 (市川市)	河川・下水道 管理課
	市川海岸	湊水門	市川市新浜3	鋼製ローラーゲート	8000×3300×1門	5分	千葉県 (河川環境課)	委託 (市川市)	河川・下水道 管理課
	浦安海岸	港鉄鋼通り 陸閘門	浦安市鉄鋼通り2- 5地先	鋼製横引きゲート	15600×2420×1門	6分	浦安市 (治水課)	委託	(一社)浦安建 設業協会他
	浦安海岸	舞浜陸閘	浦安市舞浜地先	アルミ合金製 引戸式ゲート	300×200×1門	3分	千葉県 (河川環境課)	直営 (葛南土木 事務所)	-

図－32 水門（樋門・陸閘）の操作に係わる連絡体制図 山武土木事務所

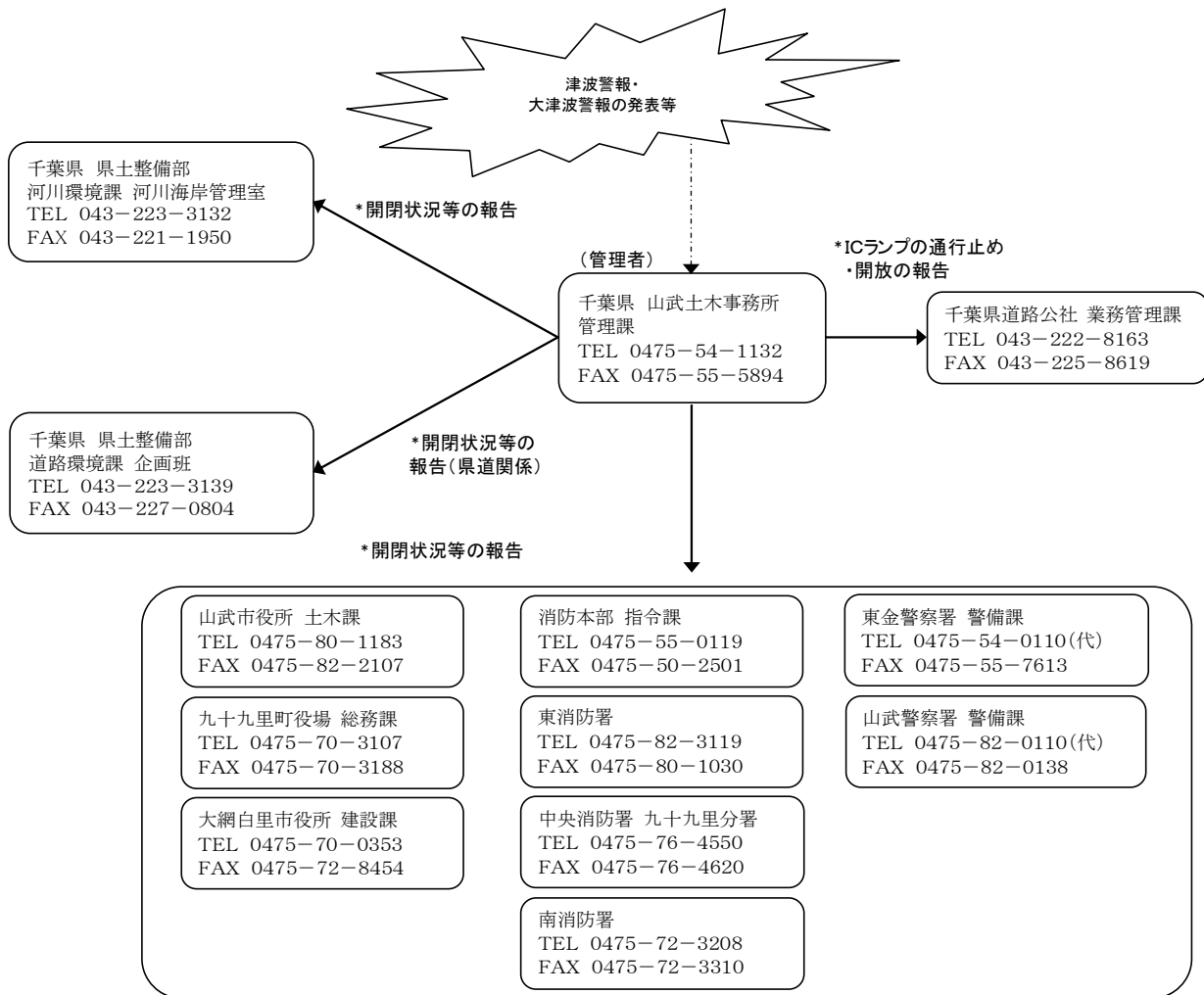


* 水門等の開閉状況について、河川環境課へ報告すること。

津波に関係のある水門（樋門・陸閘）一覧表 山武土木事務所

級別	河川 海岸名	施設名	地先名(住所)	排水機・門扉諸元		操作に要する 時間(目安)	管理者	管理体制	操作者 再委託先
				型式	規格(寸法・排水量)				
(二)	堀川	汐見水門	大網白里市四天木	アルミシエルゲート 油圧シリンダー式	上段17000×1800 下段17000×1500 ×1門	20 分	千葉県 (河川環境課)	委 託 (大網白里市)	個人
(二)	真亀川	真亀川水門	九十九里町真亀	スルースゲート	1000×1000×1門	10 分	千葉県 (河川環境課)	委 託 (九十九里町)	

図-33 水門（樋門・陸閘）の操作に係わる連絡体制図（自動閉鎖）山武土木事務所

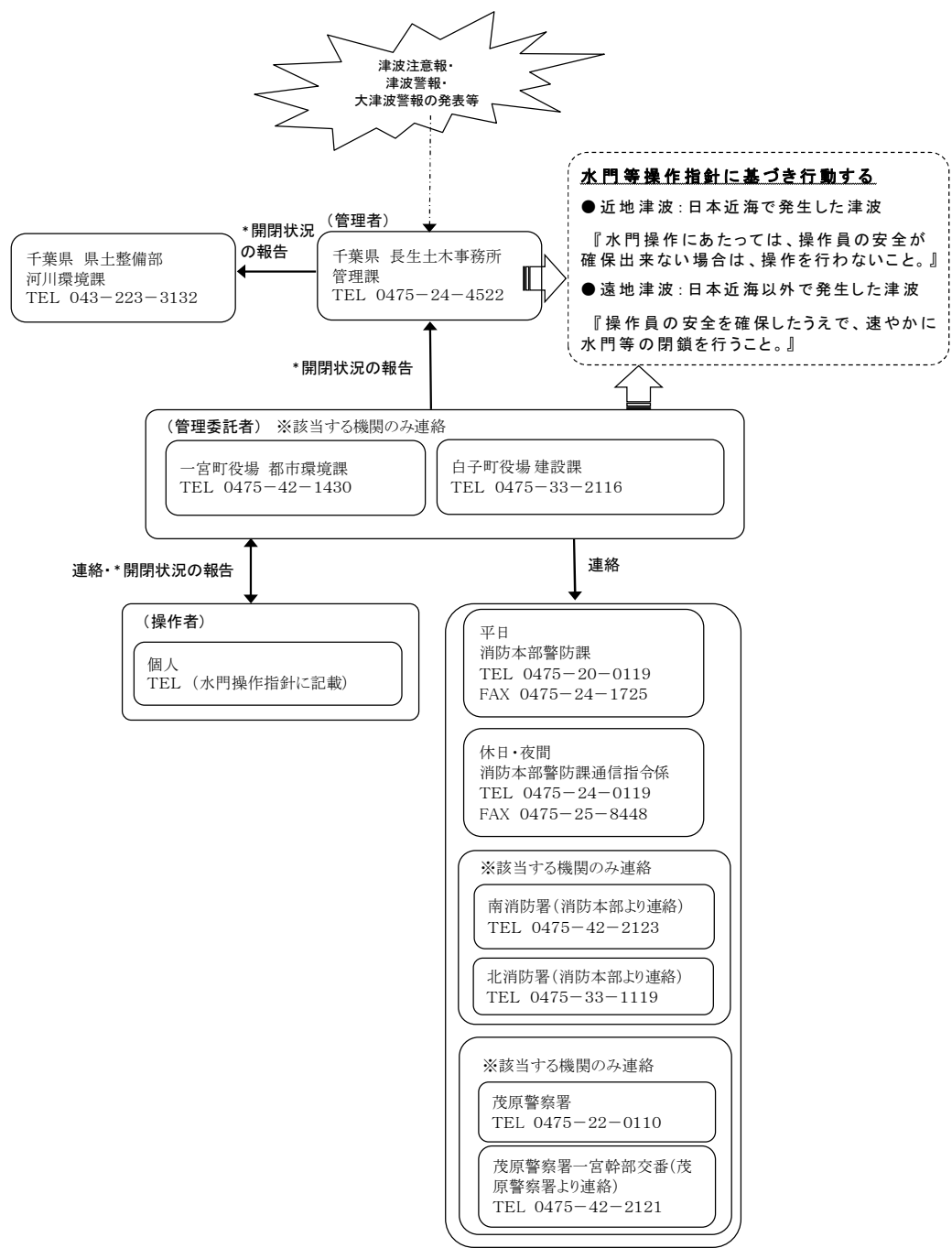


* 水門等の開閉状況について、河川環境課へ報告すること。

津波に関係のある水門（樋門・陸閘）一覧表 山武土木事務所

級別	河川 海岸名	施設名	地先名(住所)	路線名	排水機・門扉諸元		操作に要する 時間(目安)	管理者	管理体制	操作者 再委託先
					型式	規格(寸法・排水量)				
(二)	木戸川	緑海橋左岸 陸閘	山武市木戸	主要地方道 飯岡一宮線	アルミニウム合金製電 動引戸式ゲート	12000×1200×1門	12 分	千葉県 (河川環境課)	直 営 (山武土木事務所)	—
(二)	木戸川	緑海橋右岸 陸閘	山武市木戸	主要地方道 飯岡一宮線	アルミニウム合金製電 動引戸式ゲート	12000×1200×1門	12 分	千葉県 (河川環境課)	直 営 (山武土木事務所)	—
(二)	真亀川	真亀橋左岸 陸閘	九十九里町真亀	九十九里町道1-5 号線	アルミニウム合金製電 動引戸式ゲート	10000×1200×1門	12 分	千葉県 (河川環境課)	直 営 (山武土木事務所)	—
(二)	真亀川	真亀橋右岸 陸閘	九十九里町真亀	九十九里町道1-5 号線	アルミニウム合金製電 動引戸式ゲート	10000×1200×1門	12 分	千葉県 (河川環境課)	直 営 (山武土木事務所)	—
	不動堂海岸	10号陸閘	九十九里町不動堂	九十九里町道 2115号線	アルミニウム合金製電 動引戸式ゲート	10000×4100×1門	17 分	千葉県 (河川環境課)	直 営 (山武土木事務所)	—
	白里海岸	19号陸閘	大網白里市南今泉	—	アルミニウム合金製電 動引戸式ゲート	6500×4490×1門	16 分	千葉県 (河川環境課)	直 営 (山武土木事務所)	—
	白里海岸	20号陸閘	大網白里市南今泉	—	アルミニウム合金製電 動引戸式ゲート	2500×3000×1門	14 分	千葉県 (河川環境課)	直 営 (山武土木事務所)	—
	白里海岸	21号陸閘	大網白里市南今泉	—	アルミニウム合金製電 動引戸式ゲート	10000×4570×1門	17 分	千葉県 (河川環境課)	直 営 (山武土木事務所)	—
	白里海岸	22号陸閘	大網白里市南今泉	—	アルミニウム合金製電 動引戸式ゲート	2500×3000×1門	14 分	千葉県 (河川環境課)	直 営 (山武土木事務所)	—
	白里海岸	23号陸閘	大網白里市四天木	—	アルミニウム合金製電 動引戸式ゲート	3000×4280×1門	16 分	千葉県 (河川環境課)	直 営 (山武土木事務所)	—
	白里海岸	24号陸閘	大網白里市四天木	—	アルミニウム合金製電 動引戸式ゲート	4000×4340×1門	16 分	千葉県 (河川環境課)	直 営 (山武土木事務所)	—

図－34 水門（樋門・陸閘）の操作に係わる連絡体制図 長生土木事務所

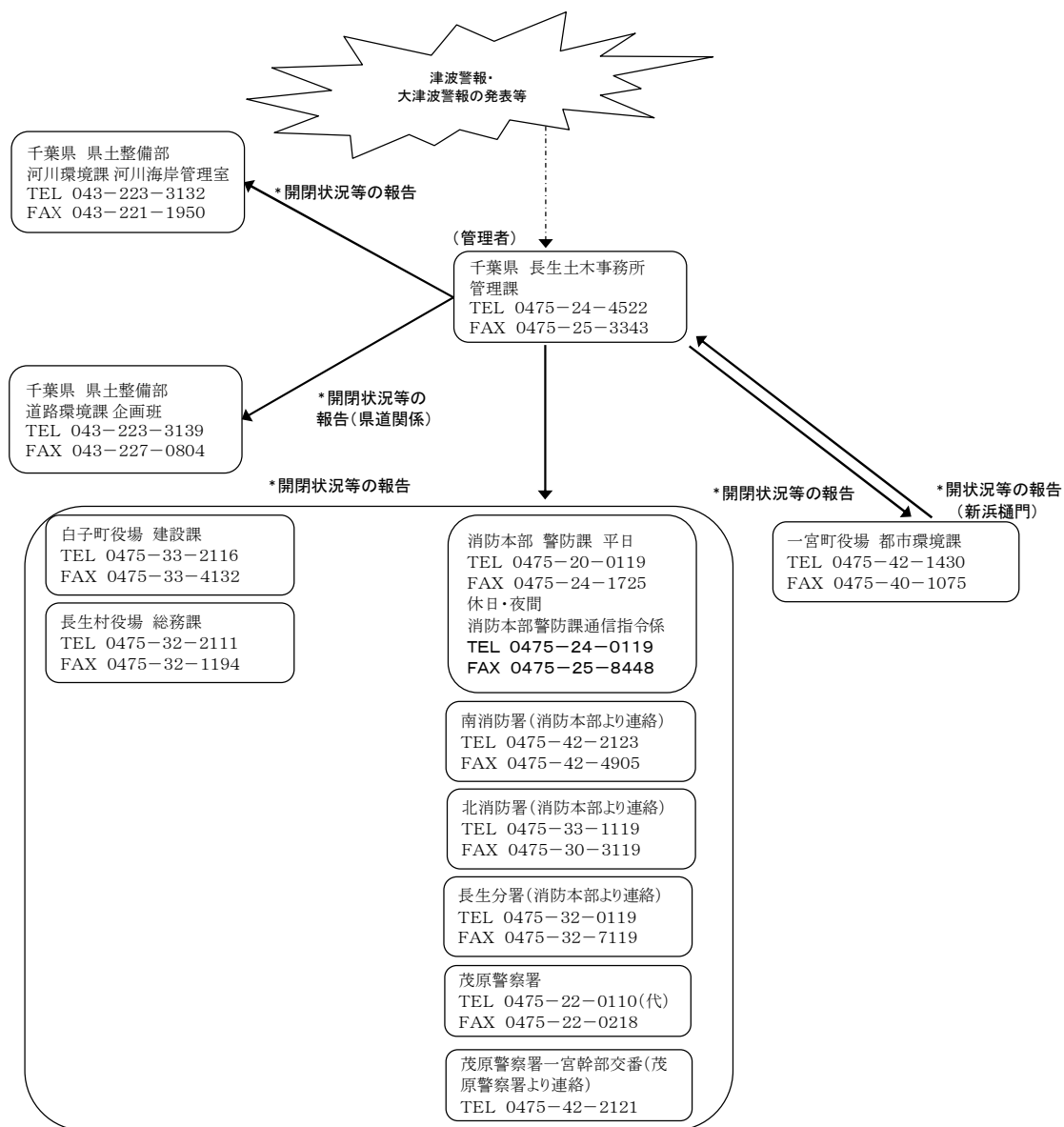


* 水門等の開閉状況について、河川環境課へ報告すること。

津波に係のある水門（樋門・陸閘）一覧表 長生土木事務所

級別	河川 海岸名	施設名	地先名（住所）	排水機・門扉諸元		操作に要する 時間（目安）	管理者	管理体制	操作者 再委託先
				型式	規格（寸法・排水量）				
（二）	南白亀川	剃金水門	白子町剃金	ステンレス製 ローラーゲート	4000×3600×1門	20 分	千葉県 （河川環境課）	委 託 （白子町）	個人
（二）	一宮川	新浜樋門	一宮町新地	ステンレス製 スライドゲート	1800×1600×1門	11 分	千葉県 （河川環境課）	委 託 （一宮町）	都市環境課

図-35 水門（樋門・陸閘）の操作に係わる連絡体制図（自動閉鎖） 長生土木事務所

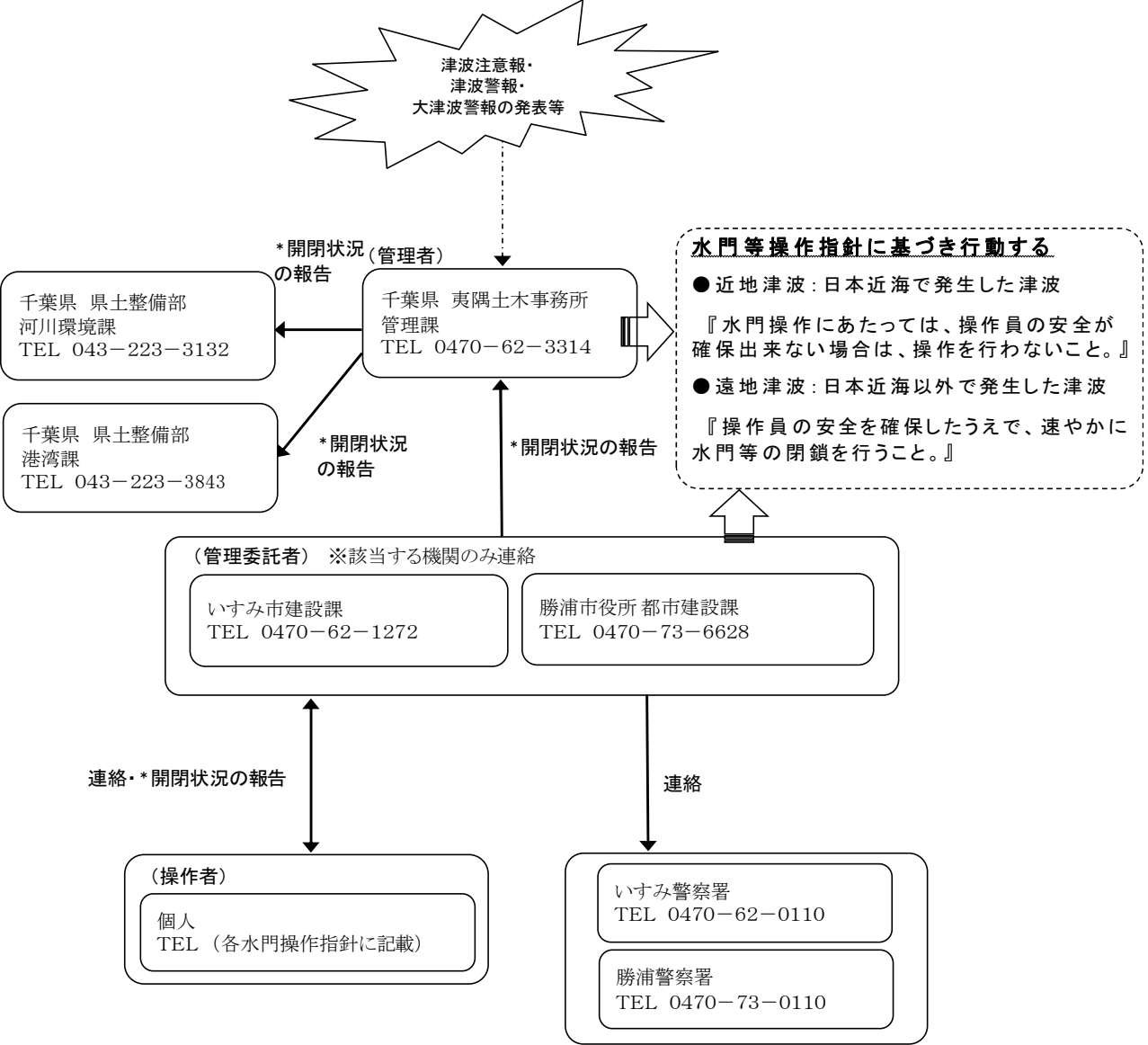


* 水門等の開閉状況について、河川環境課へ報告すること。

津波に関係のある水門（樋門・陸閘）一覧表 長生土木事務所

級別	河川 海岸名	施設名	地先名（住所）	路線名	排水機・門扉諸元		操作に要する 時間（目安）	管理者	管理体制	操作者 再委託先
					型式	規格（寸法・排水量）				
(二)	南白亀川	旭橋左岸陸閘	白子町刺金	主要地方道 飯岡一宮線	アルミニウム合金製電動引戸式ゲート	11000×1300 ×1門	12分	千葉県 (河川環境課)	直営 (長生土木事務所)	—
(二)	南白亀川	旭橋右岸陸閘	白子町古所	主要地方道 飯岡一宮線	アルミニウム合金製電動引戸式ゲート	11000×1300 ×1門	12分	千葉県 (河川環境課)	直営 (長生土木事務所)	—
(二)	一宮川	新一宮大橋左岸陸閘	一宮町船頭給	主要地方道 飯岡一宮線	アルミニウム合金製電動引戸式ゲート	9000×1300× 1門	11分	千葉県 (河川環境課)	直営 (長生土木事務所)	—
(二)	一宮川	新一宮大橋右岸陸閘	一宮町新地	主要地方道 飯岡一宮線	アルミニウム合金製電動引戸式ゲート	10000×1420 ×1門	11分	千葉県 (河川環境課)	直営 (長生土木事務所)	—
(二)	一宮川	鷗橋左岸陸閘	一宮町新地	主要地方道 飯岡一宮線	アルミニウム合金製片開式ゲート	3000×970×1 門	10分	千葉県 (河川環境課)	直営 (長生土木事務所)	—
(二)	一宮川	鷗橋右岸陸閘	一宮町新地	主要地方道 飯岡一宮線	アルミニウム合金製電動引戸式ゲート	4000×1100× 1門	11分	千葉県 (河川環境課)	直営 (長生土木事務所)	—
(二)	一宮川	新一宮橋左岸陸閘	一宮町一宮	2級一宮町道 2-7号線	アルミニウム合金製電動引戸式ゲート	11000×1670 ×1門	12分	千葉県 (河川環境課)	直営 (長生土木事務所)	—
(二)	一宮川	新一宮橋右岸陸閘	一宮町船頭給	2級一宮町道 2-7号線	アルミニウム合金製電動引戸式ゲート	10000×1510 ×1門	12分	千葉県 (河川環境課)	直営 (長生土木事務所)	—
(二)	一宮川	中瀬樋門	長生村一松丙	—	プレートゲーターステンレス製フローゲート	5000×2500× 3門	14分	千葉県 (河川環境課)	直営 (長生土木事務所)	—
(二)	一宮川	一松樋門	長生村一松丙	—	プレートゲーターステンレス製フローゲート	3600×2200× 2門	13分	千葉県 (河川環境課)	直営 (長生土木事務所)	—
(二)	一宮川	新浜樋門	一宮町新地	—	ステンレス製スライドゲート	1800×1600× 1門	11分	千葉県 (河川環境課)	委託 (一宮町)	都市環境課 (開操作のみ)

図－36 水門（樋門・陸閘）の操作に係わる連絡体制図 夷隅土木事務所

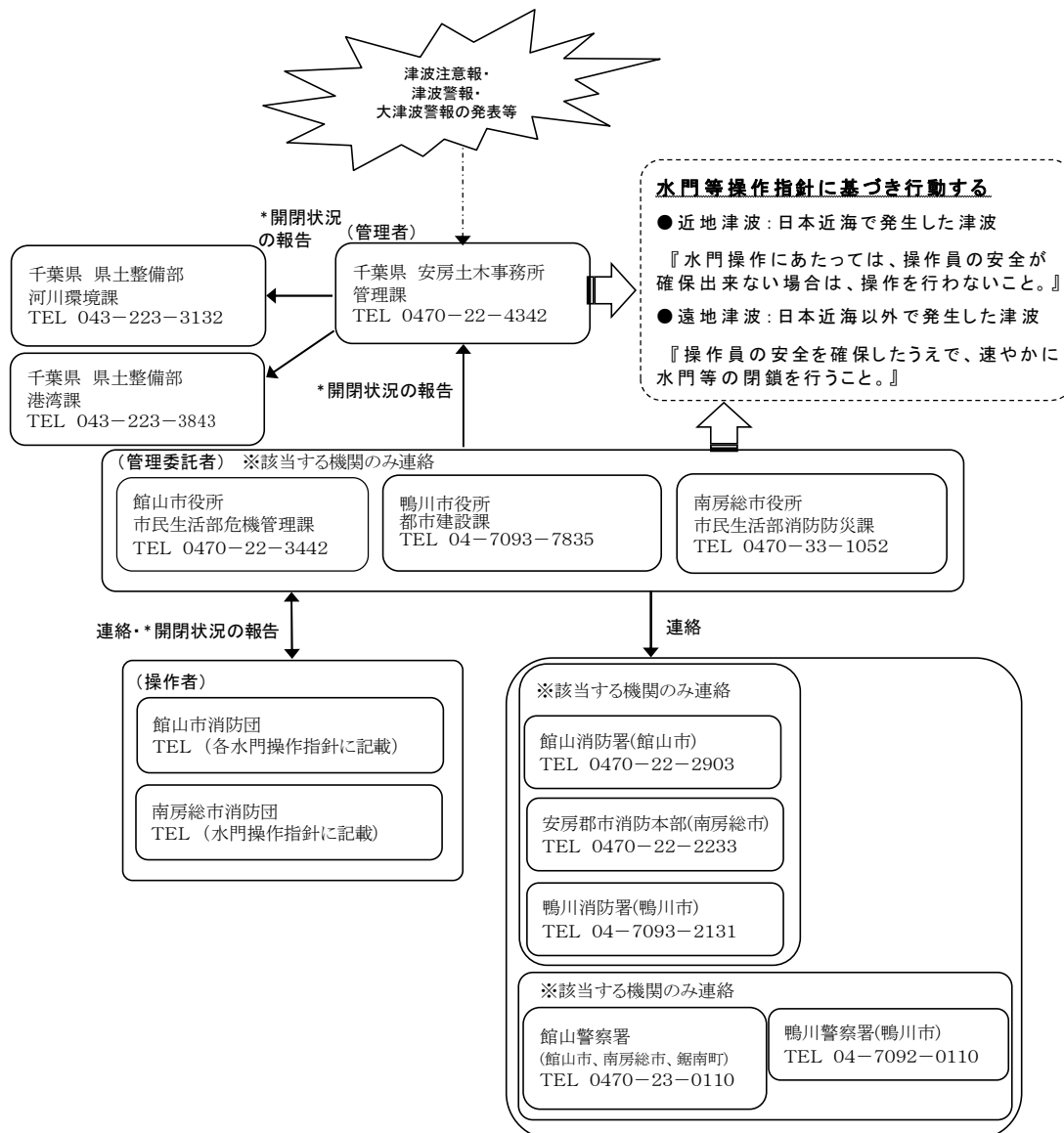


* 水門等の開閉状況について、管理者へ報告すること。

津波に関係のある水門（樋門・陸閘）一覧表 夷隅土木事務所

級別	河川 海岸名	施設名	地先名（住所）	排水機・門扉諸元		操作に要する 時間（目安）	管理者	管理体制	操作者 再委託先
				型式	規格（寸法・排水量）				
（二）	夷隅川（弓取川）	蜷川水門	いすみ市岬町押日字蜷川	鋼製ローラーゲート（電動）	10800×4000×1門	6 分	千葉県（河川環境課）	委 託（いすみ市）	個人
	鵜原2号海岸	鵜原水門	勝浦市鵜原	スルースゲート	1500×2000×1門	10 分	千葉県（河川環境課）	委 託（勝浦市）	個人
	守谷海岸	守谷陸閘	勝浦市守谷	アルミ合金線引戸式ゲート	5000×1000×1門	10 分	千葉県（河川環境課）	委 託（勝浦市）	個人
	興津港	養老川水門	勝浦市興津	鋼製ローラーゲート（電動）	4500×3200×2門	10 分	千葉県（港湾課）	委 託（勝浦市）	個人
	興津港	無名川水門	勝浦市興津	鋼製ローラーゲート（電動）	4200×2700	9 分	千葉県（港湾課）	委 託（勝浦市）	個人
	興津港	興津水門	勝浦市興津	鋼製ローラーゲート（電動）	5200×2700	9 分	千葉県（港湾課）	委 託（勝浦市）	個人

図-37 水門（樋門・陸閘）の操作に係わる連絡体制図 安房土木事務所

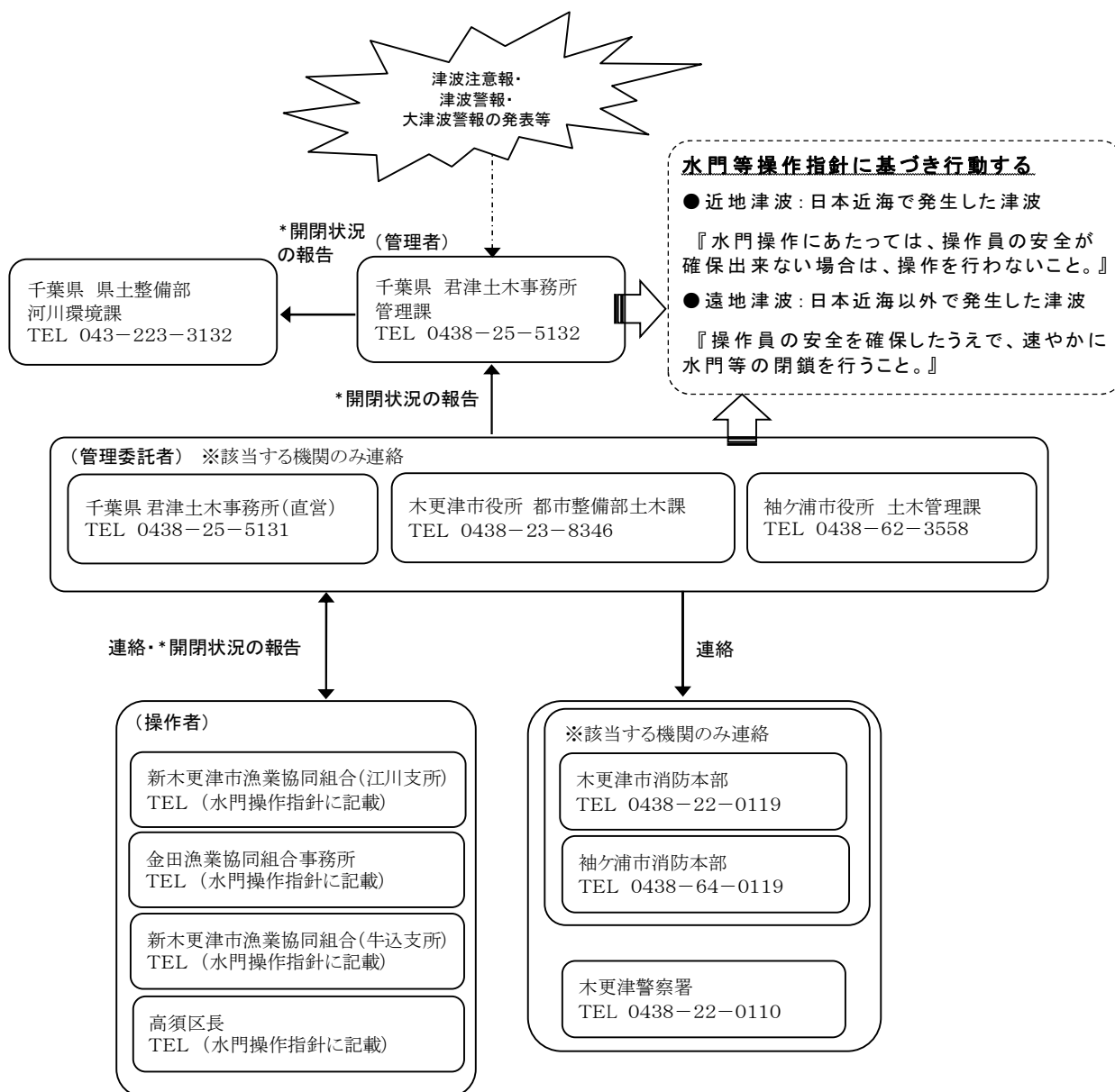


* 水門等の開閉状況について、河川環境課へ報告すること。

津波に関係のある水門（樋門・陸閘）一覧表 安房土木事務所

級別	河川 海岸名	施設名	地先名(住所)	排水機・門扉諸元		操作に要する 時間(目安)	管理者	管理体制	操作者 再委託先
				型式	規格(寸法・排水量)				
(二)	平久里川	八幡水門	館山市八幡	スルースゲート	(巾)(高) 3000×2000×1門	30分	千葉県 (河川環境課)	委託 (館山市)	消防団
(二)	開戸川	湊水門	鴨川市内浦	スルースゲート	(巾)(高) 1600×2150×1門	25分	千葉県 (河川環境課)	委託 (鴨川市)	都市建設課
	館山海岸	那古水門	館山市那古	ローラーゲート	(巾)(高) 2600×1600×1門	50分	千葉県 (河川環境課)	委託 (館山市)	消防団
	神明海岸	神明水門	鴨川市天津	スライドゲート	1800×1800×1門	15分	千葉県 (河川環境課)	委託 (鴨川市)	都市建設課
	内浦海岸	内浦水門	鴨川市内浦	スルースゲート	1980×2500×1門	20分	千葉県 (河川環境課)	委託 (鴨川市)	都市建設課
	和田浦海岸	仁我浦水門	南房総市 和田町仁我浦	スルースゲート	3000×2500×1門	25分	千葉県 (河川環境課)	委託 (南房総市)	消防団
	館山港	陸閘1	館山市館山	横引ゲート	3300×1500×1門	不明	千葉県 (港湾課)	直営 (安房土木事務所)	-
	館山港	陸閘2	館山市館山	マイタゲート	13000×3000×1門	不明	千葉県 (港湾課)	直営 (安房土木事務所)	-
	館山港	陸閘3	館山市館山	横引ゲート	4200×1500×1門	不明	千葉県 (港湾課)	直営 (安房土木事務所)	-
	千倉海岸	瀬戸陸閘	南房総市 千倉町瀬戸地先	アルミ合金製 引戸式ゲート	6000×400×1門 4000×400×1門	3分	千葉県 (河川環境課)	直営 (安房土木事務所)	-
	和田海岸	白渚陸閘	南房総市 和田町白渚地先	ステンレス鋼製 引戸式ゲート	4500×1500×1門	3分	千葉県 (河川環境課)	直営 (安房土木事務所)	-

図-38 水門（樋門・陸閘）の操作に係わる連絡体制図 君津土木事務所

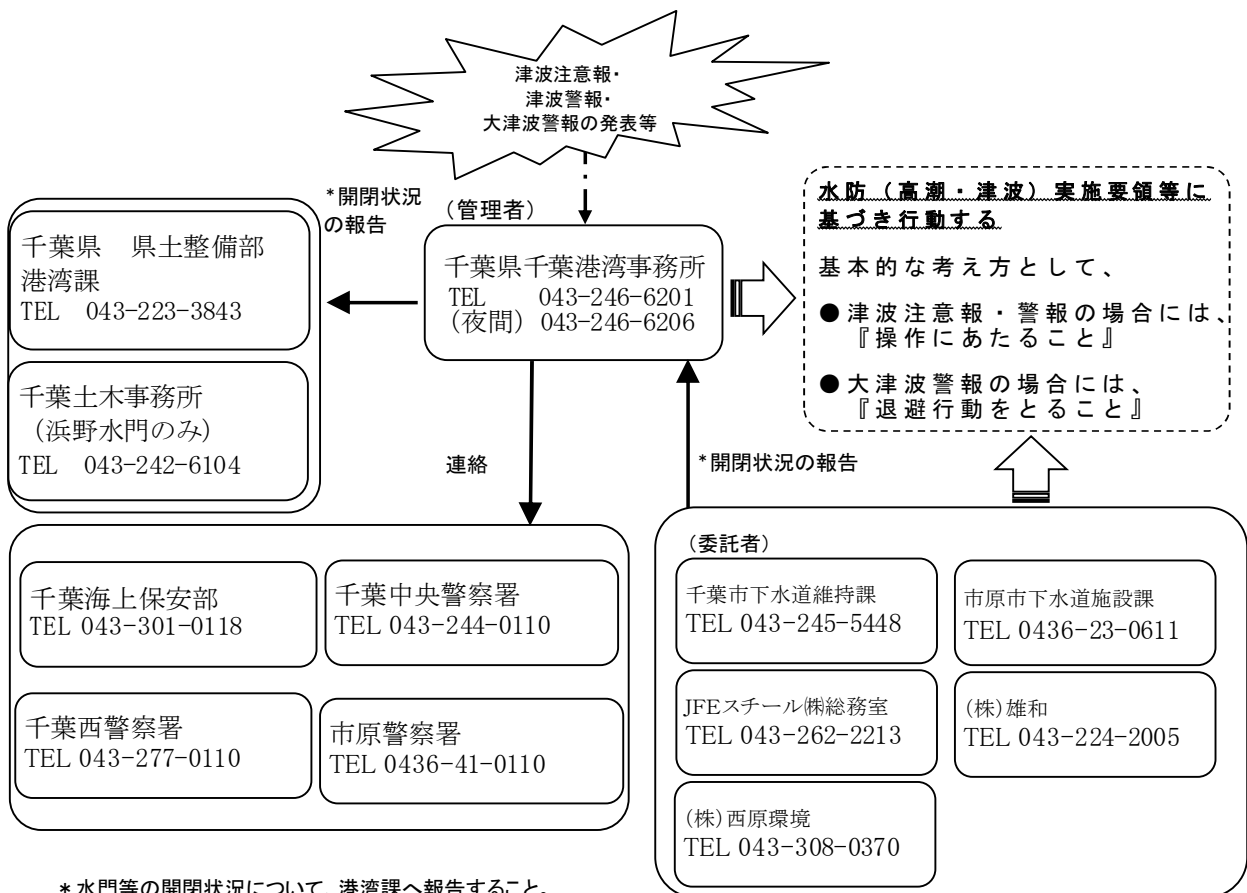


* 水門等の開閉状況について、河川環境課へ報告すること。

津波に係のある水門（樋門・陸閘）一覧表 君津土木事務所

級別	河川 海岸名	施設名	地先名（住所）	排水機・門扉諸元		操作に要する 時間（目安）	管理者	管理体制	操作者 再委託先
				型式	規格（寸法・排水量）				
（二）	烏田川	烏田水門	木更津市桜井 374番24	電動スライドゲート	（巾）（高） 2400×2300×1門	20 分	千葉県 （河川環境課）	直 営 （君津土木事務所）	—
	木更津 海岸	江川水門	木更津市久津間 2249番11地先	ステンレス合金製 ローラーゲート	（巾）（高） 5000×4500×1門	30 分	千葉県 （河川環境課）	委 託 （木更津市）	新木更津市漁協
	木更津 海岸	高須水門	木更津市中島 4364番123	銅製ローラーゲート	（巾）（高） 4500×4200×1門	30 分	千葉県 （河川環境課）	委 託 （木更津市）	金田漁協
	木更津 海岸	高須新田 水門	袖ヶ浦市奈良輪 2376番3地先	手動スライドゲート	（巾）（高） 1200×1200×1門	20 分	千葉県 （河川環境課）	委 託 （袖ヶ浦市）	高須区長
	木更津 海岸	澤切水門	木更津市牛込 1376番	ステンレス合金製 ローラーゲート	（巾）（高） 6200×1500×1門	30 分	千葉県 （河川環境課）	委 託 （木更津市）	新木更津市漁協
	木更津 海岸	蒲原水門	木更津市牛込 1436番	アルミニウム合金製 ローラーゲート	（巾）（高） 2000×2000×1門	30 分	千葉県 （河川環境課）	委 託 （木更津市）	新木更津市漁協

図-39 水門（樋門・陸閘）の操作に係わる連絡体制図 千葉港湾事務所



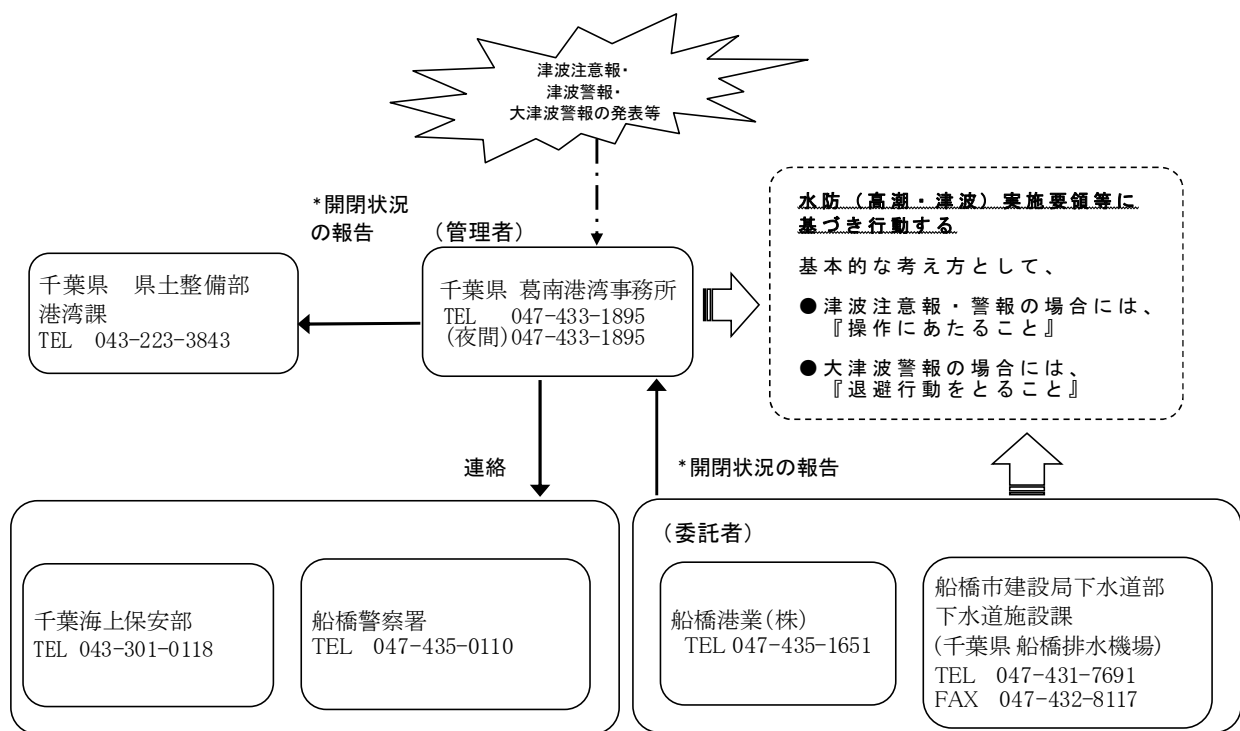
* 水門等の開閉状況について、港湾課へ報告すること。

※陸閘の閉鎖に関しては、操作員の安全を確保した上、潮位の状況により必要に応じて操作する。

津波に関係のある水門一覧表 千葉港湾事務所

港湾名	地区名	施設名	排水機・門扉諸元		操作に要する時間(目安)	管理者	管理体制	操作者再委託先
			型式	規格(寸法・排水量)				
千葉港	千葉中央地区	中央1号水門	鋼製 ローラーゲート	5.000*10.000	約20分	千葉県(港湾課)	直営(千葉港湾事務所)	㈱西原環境
千葉港	千葉中央地区	中央2号水門	鋼製 ローラーゲート	4.200*4.500	約20分	千葉県(港湾課)	直営(千葉港湾事務所)	㈱西原環境
千葉港	千葉中央地区	中央3号水門	鋼製 ローラーゲート	4.200*4.500	約20分	千葉県(港湾課)	直営(千葉港湾事務所)	㈱西原環境
千葉港	千葉中央地区	中央4号水門	鋼製 ローラーゲート	5.000*4.000	約20分	千葉県(港湾課)	委託(千葉市)	㈱西原環境
千葉港	千葉中央地区	寒川水門	鋼製 ローラーゲート	5.000*10.000	約20分	千葉県(港湾課)	委託(千葉市)	㈱西原環境
千葉港	千葉中央地区	草野水門	鋼製 ローラーゲート	7.000*10.000	約20分	千葉県(港湾課)	委託(千葉市)	㈱西原環境
千葉港	千葉南部地区	蘇我水門	鋼製 ローラーゲート	5.500*10.000	約20分	千葉県(港湾課)	委託(千葉市)	㈱西原環境
千葉港	千葉南部地区	浜野水門	鋼製 ローラーゲート	6.500*12.000	約20分	千葉県(港湾課)	委託(千葉市)	㈱西原環境
千葉港	市原地区	市原水門	鋼製 ローラーゲート	5.500*12.000	約20分	千葉県(港湾課)	委託(市原市)	アイテック(株)
千葉港	市原地区	白旗水門	鋼製 ローラーゲート	5.000*8.000	約20分	千葉県(港湾課)	委託(市原市)	アイテック(株)
千葉港	市原地区	白旗排水路水門	鋼製 ローラーゲート	3.700*	約20分	千葉県(港湾課)	委託(市原市)	アイテック(株)
千葉港	市原地区	五井排水路水門	鋼製 ローラーゲート	2.600*	約20分	千葉県(港湾課)	委託(市原市)	アイテック(株)

図－40 水門（樋門・陸閘）の操作に係わる連絡体制図 葛南港湾事務所



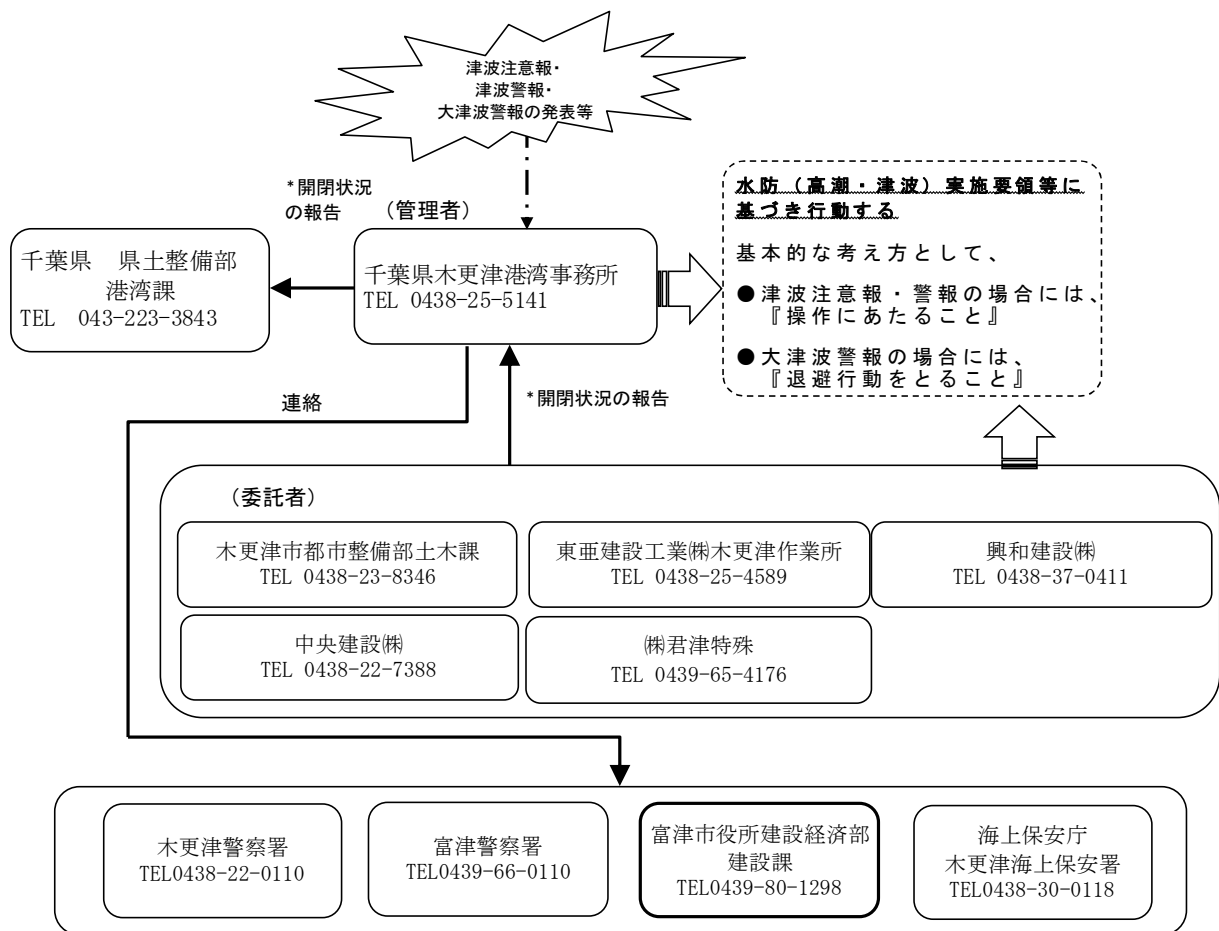
* 水門等の開閉状況について、港湾課へ報告すること。

※陸閘の閉鎖に関しては、操作員の安全を確保した上、潮位の状況により必要に応じて操作する。

津波に関係のある水門一覧表 葛南港湾事務所

港湾名	地区名	施設名	排水機・門扉諸元		操作に要する 時間(目安)	管理者	管理体制	操作者 再委託先
			型式	規格(寸法・排水量)				
千葉港	葛南	海老川第一水門	鋼製ローラーゲート	8000×8000×2門	27分	千葉県(港湾課)	委託	船橋市(下水道施設課)
千葉港	葛南	海老川第二水門	鋼製ローラーゲート	8000×8000×1門	27分	千葉県(港湾課)	委託	船橋市(下水道施設課)
千葉港	葛南	日の出水門	鋼製ローラーゲート	12000×8600×1門	12分	千葉県(港湾課)	直営	船橋港業(株)
千葉港	葛南	栄水門	鋼製ローラーゲート	12000×8000×1門	10分	千葉県(港湾課)	直営	船橋港業(株)
千葉港	葛南	西浦水門	鋼製ローラーゲート	8000×6650×2門	22分	千葉県(港湾課)	直営	船橋港業(株)

図－41 水門（樋門・陸閘）の操作に係わる連絡体制図 木更津港湾事務所



* 水門等の開閉状況について、港湾課へ報告すること。

※陸閘の閉鎖に関しては、操作員の安全を確保した上、潮位の状況により必要に応じて操作する。

津波に関係のある水門一覧表 木更津港湾事務所

港湾名	地区名	施設名	排水機・門扉諸元		操作に要する 時間(目安)	管理者	管理体制	操作者 再委託先
			型式	規格(寸法・排水量)				
木更津港 海岸	木更津 地区	吾妻排水 機場	鋼製ローラーゲート (電動)	20m×4.10m×1扉 435m ³ /min	30分	千葉県 (港湾課)	委託 (木更津市)	都市整備部 土木課
木更津港 海岸	木更津 地区	新宿水 門	鋼製ローラーゲート (電動)	12m×5m×1扉	35分	千葉県 (港湾課)	委託	東亜建設工業㈱ 木更津作業所
木更津港 海岸	木更津 地区	地藏川排 水機場	鋼製ローラーゲート (電動)	3.8m×3.35m×2扉 225m ³ /min	11分	千葉県 (港湾課)	委託 (木更津市)	都市整備部 土木課
木更津港 海岸	木更津 地区	吾妻樋 門	鋼製ローラーゲート (電動)	3.7m×2.55m×2扉	30分	千葉県 (港湾課)	委託	中央建設㈱
木更津港 海岸	木更津 地区	中里樋 門	鋼製ローラーゲート (電動)	5.1m×3.10m×2扉	30分	千葉県 (港湾課)	委託	中央建設㈱
木更津港 海岸	木更津 地区	中里樋 管	鋼製フラップ ゲート(手動)	5.0m×2.0m	35分	千葉県 (港湾課)	委託	中央建設㈱
木更津港 海岸	木更津 地区	小浜樋 門	鋼製ローラーゲート (電動)	4.5m×2.8m×1扉	10分	千葉県 (港湾課)	委託	興和建设㈱
上総湊港 海岸	湊地区	世入川 水門	アルミスルーゲート (手動)	3.3m×1.35m×1扉 H24内側フラップゲート追加	10分	千葉県 (港湾課)	委託	㈱君津特殊
上総湊港 海岸	湊地区	幸ヶ原水 門	アルミスルーゲート (手動)	1.35m×1.45m×1扉 H24内側フラップゲート追加	10分	千葉県 (港湾課)	委託	㈱君津特殊
上総湊港 (港湾)	湊地区	十宮川 水門	アルミスルーゲート (手動)	2.5m×1.38m×1扉	10分	千葉県 (港湾課)	委託	㈱君津特殊

第4節 2以上の県にわたる水防事務

茨城県との関係

- 千葉県への飛地となっている茨城県取手市小堀^{おおほり}に対する水防指令通報等は、千葉県水防計画に基づき千葉県知事からの指令通報等によって水防を実施するものとする。
- 茨城県への飛地となっている千葉県香取市石納^{こくのう}に対する水防指令通報等は、茨城県水防計画に基づき茨城県知事からの指令通報等によって水防を実施するものとする。
- 利根川筋の千葉、茨城両県の飛地(千葉県香取市石納^{こくのう}、茨城県取手市小堀^{おおほり})に対する水防上の指令は、次により隣接市町村を経て通報するものとする。

(1) 水防指令を香取市石納へ連絡する場合

指令伝達通報者及び受報者	連絡電話
茨城県土木部河川課長	国土交通省専用 83-765-4490 029-301-1111(代) 内線 4490、4494 直通 029-301-4490(水防担当者直通) 029-301-1367(茨城県水防本部直通)
↓	
〃 竜ヶ崎工事事務所長	(0297) 65-3411(代)
↓	
〃 稲敷市長	(029) 892-2000(代)
↓	
香取市消防団佐原第2支団第1分団第9部長 (石納、野間谷原)	(0478) 52-0119(消防本部)

(2) 水防指令を取手市小堀へ連絡する場合

指令伝達通報者及び受報者	連絡電話
千葉県県土整備部河川環境課長	国土交通省専用 83-704-7640 (043) 223-3156 ※水防担当者連絡受付
↓	
〃 柏土木事務所長	(04) 7167-1201(代)
↓	
〃 我孫子市長	(04) 7185-1111
↓	
取手市 市政協力員、小堀自主防災会長	別冊による

第5節 水防管理団体

法第2条第2項による水防管理団体は、その区域内の河川海岸等で水防を必要とする箇所を警戒防御するため、水防又は消防機関を組織しておくものとする。

1 指定水防管理団体

法第4条に基づき知事の指定した水防管理団体は次のとおり。

(1) 印旛利根川水防事務組合（事務局：栄町消防本部内）

（加入市町村） 佐倉市、成田市、栄町、印西市、酒々井町、四街道市、白井市、八千代市

(2) 千葉県長沼水害予防組合（事務局：成田市危機管理課）

（区 域） 成田市（久住、中郷、八生、豊住、成田、下総）

栄 町（矢口）

(3) 市町村

千葉市、習志野市、市原市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、浦安市、香取市、神崎町、東庄町、銚子市、茂原市、一宮町、睦沢町、大多喜町、いすみ市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市（24市町村）

2 各水防管理団体の配備

(1) 水防団員の配備

各水防管理団体会員（水防事務担当者）の配備については千葉県水防本部員に準ずるものとし、各水防管理団体は予めその体制を整備する。

(2) 作業員に対する出動準備並びに出動

1) 概 要

水防警報が発せられたとき、水位が県知事の定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、県の水防計画で定めるところにより消防機関等を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。（法第17条）

その基準は概ね次のとおりである。

ア 出動準備

水防管理者（水防管理団体の長）は次の場合、管轄する消防機関等に対し出動準備をさせるものとする。

- i 水防警報により待機又は準備の指令が発表されたとき。
- ii 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがあるとき、且つ出動の必要が予測されるとき。
- iii 気象状況等により高潮の危険が予知されるとき。
- iv 上記の外、水防管理者が水防上必要であると認めたとき。

イ 出 動

水防管理者は次の場合直ちに管轄する消防機関等を出動させ警戒配置につかせるものとする。

- i 水防警報により出動の指令が発表されたとき。
- ii 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- iii 潮位が上昇して被害のおそれのあるとき。
- iv 上記の外、水防管理者が水防上必要あると認めたとき。

第6節 水防連絡会

各現地指導班管内の連絡及び協力を密にし、水防事務の円滑を図るため、土木事務所、港湾事務所に水防連絡会をおくものとする。

1 構 成

- (1) 水防連絡会は土木事務所、港湾事務所及びその関係の国土交通省関東地方整備局の各河川事務所、ダム管理事務所、県土整備部特設事務所、漁港事務所、農業事務所、警察署、水防管理団体、市町村、その他関係機関の長を会員とする。
- (2) 水防連絡会の会長には当該土木事務所長、港湾事務所長をあてるものとする。
- (3) 港湾事務所においては、関連する土木事務所が開催する水防連絡会と共同で開催できるものとする。

2 水防連絡会の事務

水防連絡会に次の事務を行うものとする。

- (1) 管内各機関において、次の事項を相互に協議し又は確認すること。
 - 1) 各機関への水防配備指令の伝達系統
 - 2) 各機関の水防組織
 - 3) 各機関所有の水防資器材数量及び水防要員数
 - 4) 重要水防区域の見直し
 - 5) その他必要な事項
- (2) 管内水防事務の円滑を図るため、水防計画説明会、情報伝達演習の実施及び水防訓練の日程調整や指導等を行うこと。

第7節 水防訓練

各現地指導班は、水防活動が円滑に行えるよう、水防管理団体の実施する水防訓練の指導に努めるものとする。

なお、水防訓練には、関係機関、市町村、自主防災組織等、広く参加することが望ましい。